

食品中の放射性物質の対策と現状について

令和4年3月

厚生労働省
農林水産省

目次

1 農林水産物の放射性物質対策

国内での検査体制について 2～14

生産段階での管理について 15～18

2 検査の結果 19～25

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会、食品安全委員会、放射線審議会での議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）

■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（平成23年3月18日～）
原子力災害対策本部において、地方自治体が策定する検査計画に対するガイドラインを策定
（平成23年4月4日）

■ 基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■ 食品の出荷制限等

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）

【原子力災害対策本部】

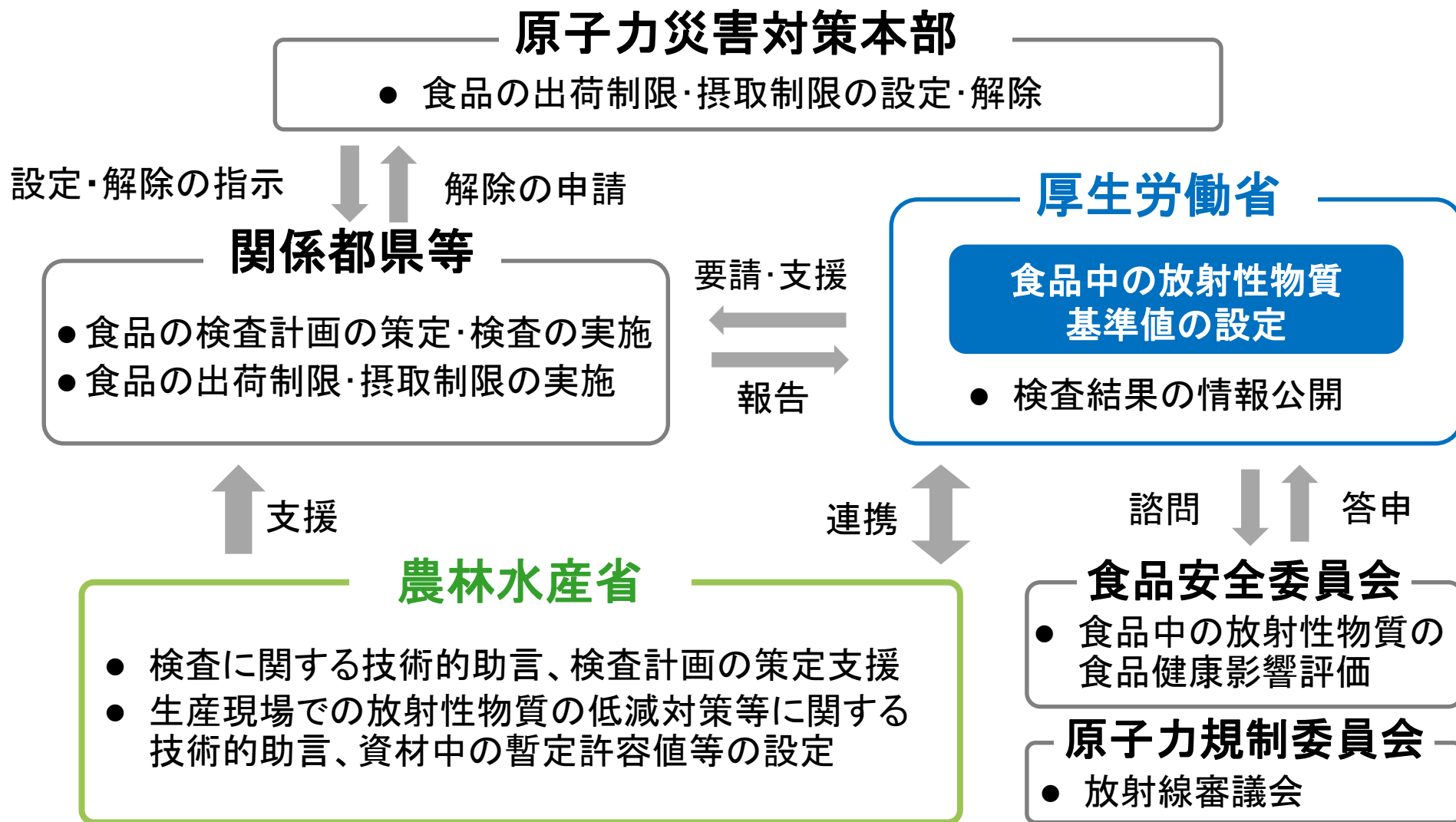
■ 食品の出荷制限等の解除

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

【原子力災害対策本部】

1 農林水産物の放射性物質対策①

□ 基準値を超える食品が流通しないよう、検査を実施し、結果に基づき、出荷制限を実施



1 農林水産物の放射性物質対策②

食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、**年間線量1ミリシーベルト**（介入線量レベル）を踏まえるとともに、食品安全委員会による食品健康影響評価を受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえて設定している。

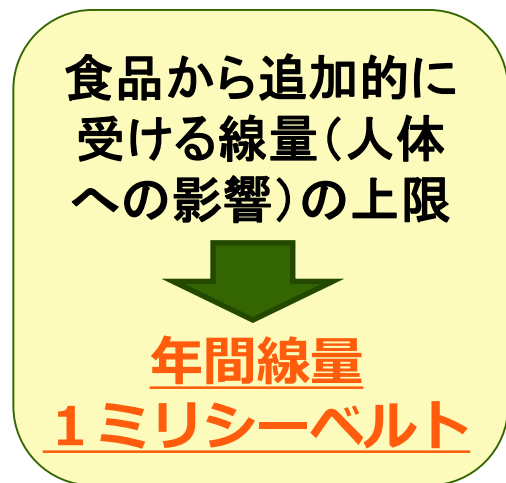
※(FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)の合同委員会)

放射性セシウムの基準値

(平成24年4月～現在)

| 食品群 | 基準値 |
|-------|-----|
| 飲料水 | 10 |
| 牛乳 | 50 |
| 乳児用食品 | 50 |
| 一般食品 | 100 |

(単位:ベクレル/kg)



■ 参考：食品区分の範囲について


| 食品区分 | 設定理由 | 含まれる食品の範囲 |
|-------|---|--|
| 飲料水 | <ul style="list-style-type: none"> ①すべての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい ②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値（10 Bq/kg）を提示 ③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶 |
| 乳児用食品 | <ul style="list-style-type: none"> ○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘 | <ul style="list-style-type: none"> ○健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの ○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの |
| 牛乳 | <ul style="list-style-type: none"> ①子どもの摂取量が特に多い ②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘 | <ul style="list-style-type: none"> ○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料 |
| 一般食品 | <p>以下の理由により、「一般食品」として一括して区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能 ②国民にとって、分かりやすい規制 ③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合 | <ul style="list-style-type: none"> ○上記以外の食品 |

1 農林水産物の放射性物質対策③

□ 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (ガイドライン)

- ・平成23年4月4日 原子力災害対策本部策定
最新の知見を反映して適宜改正しており、直近では令和3年3月26日に改正
- ・国が検査対象都県に対象品目、検査頻度等を設定
放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

厚生労働省

- 
- ・検査対象都県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(検査対象以外の自治体に対しては、検査を実施する場合の参考として通知)
 - ・検査結果は、厚生労働省にて取りまとめ、すべて公表

令和3年2月までの検査結果等を踏まえて以下について設定

- 対象自治体
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品(野生きのこ・山菜類、野生鳥獣肉等)
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品(乳、牛肉)
 - ・生産資材への影響の状況から、検査が必要な食品(原木きのこ類)
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目 等
- 対象区域・検査頻度: 検出レベル・品目の生産、出荷等の実態に応じて実施

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目①

□ 検査対象品目毎に検査対象自治体を定める

栽培/飼養管理が
可能な品目群
(原木きのご類を除く)

直近3年間で、基準値の1/2の
超過がある県では継続
(他の都県も必要に応じて実施)

原木きのご類

栽培/飼養管理が
困難な品目群

17都県で実施

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目②

栽培/飼養管理が可能な品目群(原木きのこ類を除く。)

【検査対象自治体】

直近3年間の検査結果に基づき、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

| | | 福島県 |
|----------------|-----|-----|
| 基準値の1/2～基準値の品目 | 果実類 | ● |
| | 米 | ■ |

※飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目のうち、乳の検査は福島県において、牛肉の検査は岩手県、宮城県、福島県及び栃木県(別添4の1の(2)を満たす場合を除く。)において実施する。

直近1年間(令和2年4月1日から令和3年2月28日まで)の結果に基づき分類

- ◎：基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。
- ：基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
- ：別添において検査対象となっているもの。
- ：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目③

①栽培/飼養管理が困難な品目群

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

| | | 青森県 | 岩手県 | 秋田県 | 宮城県 | 山形県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 千葉県 | 埼玉県 | 東京都 | 神奈川県 | 新潟県 | 山梨県 | 長野県 | 静岡県 |
|----------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 基準値超の品目 | 野生のきのこ・山菜類等 | □ | ◎ | □ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | □ | ◎ | □ | □ | □ | □ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 野生鳥獣の肉類 | □ | ◎ | □ | ◎ | ◎ | ◎ | □ | ◎ | ◎ | ● | □ | □ | □ | ● | □ | ◎ | □ |
| 基準値の1/2～基準値の品目 | 野生のきのこ・山菜類等 | □ | □ | □ | ● | □ | □ | □ | □ | ● | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |
| | 海産魚種 | - | - | - | - | - | ◎ | - | × | × | - | × | - | - | - | × | × | - |
| | 内水面魚種 | - | - | - | ◎ | - | ◎ | □ | ◎ | ◎ | □ | - | - | - | - | - | - | - |

直近1年間(令和2年4月1日から令和3年2月28日まで)の結果に基づき分類

◎: 基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。

●: 基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)

□: 対象品目の管理の困難性(野生のきのこ類・山菜類等)、移動性(野生鳥獣の肉類)、出荷制限の設定状況(海産魚種)を考慮し検査が必要なものの。

-: 直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

×: 該当なし。

※別表(1)又は(2)に掲げる自治体においては、検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて検査を実施。以下、原木きのこ類及び栽培/飼養管理が可能な品目群においても同じ。

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目④

②栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類は、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

| | 青森県 | 岩手県 | 秋田県 | 宮城県 | 山形県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 千葉県 | 埼玉県 | 東京都 | 神奈川県 | 新潟県 | 山梨県 | 長野県 | 静岡県 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 原木きのこ類 | ▲ | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |

直近1年間(令和2年4月1日から令和3年2月28日まで)の結果に基づき分類

◎: 基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。

●: 基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)

▲: 生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。

1 農林水産物の放射性物質対策④

□ 基準値を上回ったときの対応：出荷制限・摂取制限

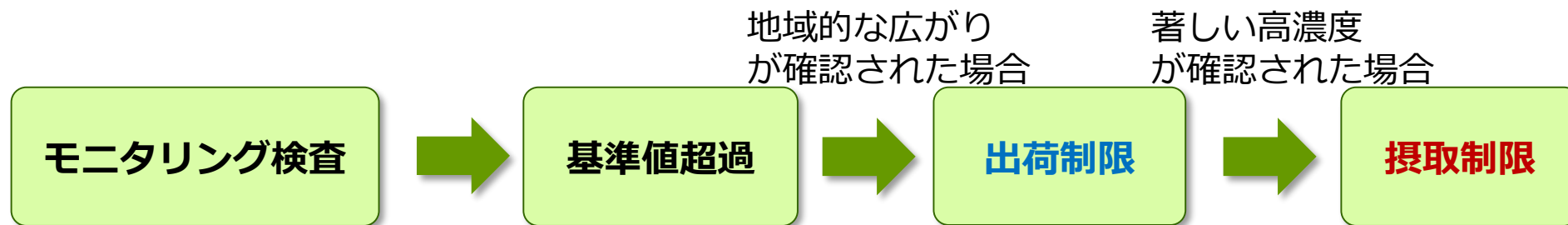
- 原子力災害対策特別措置法に基づく指示
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり3か所以上、すべて基準値以下 など



*食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されている。
基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のもものがほとんどであり、廃棄等の適切な措置が取られる。

*出荷制限が指示された品目・区域については、家庭で栽培・採取された場合にも、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性があるため、頻繁に食べることは避けてください。

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品（令和3年9月末時点）

| 県名 | 出荷制限品目 |
|-----|--|
| 福島県 | (一部地域) 原乳、非結球性葉菜類(ホウレンソウ・コマツナ等)、結球性葉菜類(キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー・カリフラワー等)、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。) ^{注2} 、タケノコ、ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)、ウド(野生のものに限る。)、クサソテツ(ごごみ)、コシアブラ、ゼンマイ、ウワバミソウ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、フキ、フキノトウ(野生のものに限る。)、ワラビ、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23・24・25・26・27・28・29・30年産、2019年産、令和2・3年産) ^{注1} 、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、ウナギ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、コイ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、牛の肉、クマの肉 (全域) クロソイ、イノシシの肉、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリ肉 |
| 青森県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注3} |
| 岩手県 | (一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、ワラビ(野生のものに限る。) (全域) シカの肉 ^{注1} 、クマの肉、ヤマドリ肉 |
| 宮城県 | (一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。) ^{注4} 、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉 ^{注1} |
| 山形県 | (全域) クマの肉 ^{注1} |
| 茨城県 | (一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、タケノコ、コシアブラ(野生のものに限る。)、キノコ類(野生のものに限る。)、ウナギ (全域) イノシシの肉 ^{注1} |
| 栃木県 | (一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、クサソテツ(ごごみ)(野生のものに限る。)、コシアブラ(野生のものに限る。)、サンショウ(野生のものに限る。)、ゼンマイ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉 ^{注1} 、シカの肉 |
| 群馬県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、こしあぶら(野生のものに限る。)、たらめ(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。) (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉、ヤマドリ肉 |
| 埼玉県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) |
| 千葉県 | (一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、ギンブナ、コイ、ウナギ (全域) イノシシの肉 ^{注1} |
| 新潟県 | (一部地域) コシアブラ(野生のものに限る。)、クマの肉 ^{注1} |
| 山梨県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) |
| 長野県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注5} 、コシアブラ、シカの肉 ^{注1} |
| 静岡県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) |

注1) 県の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

注2) このうち、一部地域のナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ及び県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く

注3) このうち、一部地域のナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ及びハタケシメジを除く

注4) このうち、一部地域の県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケを除く

注5) このうち、一部地域のマツタケを除く

1 農林水産物の放射性物質対策⑤

□ 食品中の放射性物質に関する検査の手順

精密な検査(①)と、効率的なスクリーニング検査(②)を組み合わせて実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② ・NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法
 - ← 短時間で多数の検査を実施するため導入
 - ・非破壊検査法を用いた放射性セシウムスクリーニング法

<測定の流れ>

細切

秤量

測定

解析

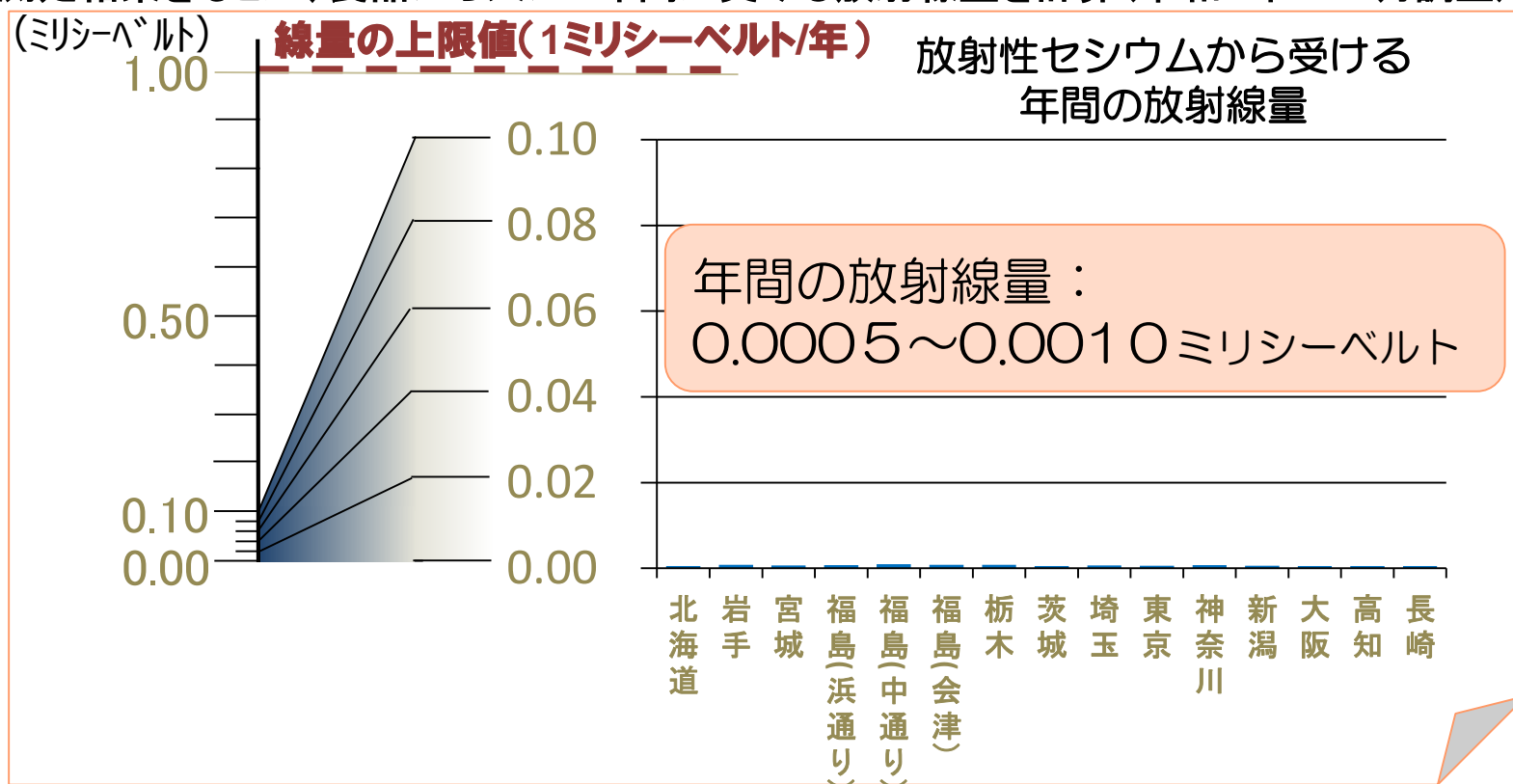


※非破壊検査法では、細切を行わず測定が可能。

(参考) 検査の結果(食品から受ける放射線量)

□ 流通食品での調査(マーケットバスケット調査)

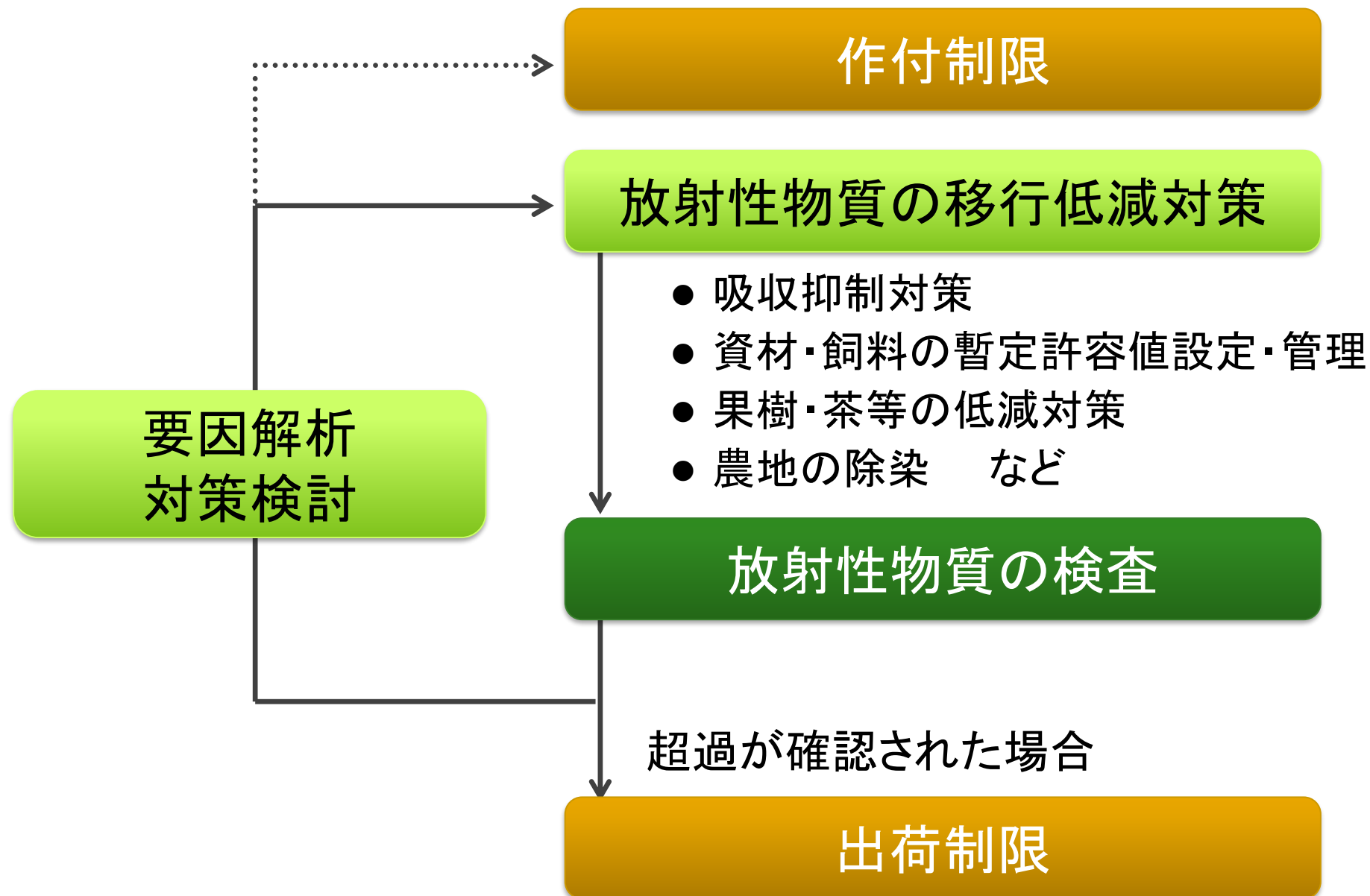
- 各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定
国民の食品摂取量(国民健康・栄養調査)の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定
 - ◆ 通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
 - ◆ 生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入
- この測定結果をもとに、食品から人が1年間に受ける放射線量を計算(令和2年9・10月調査)



実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの0.1%程度

1 農林水産物の放射性物質対策⑥

□ 生産段階で安全確保の取組を実施

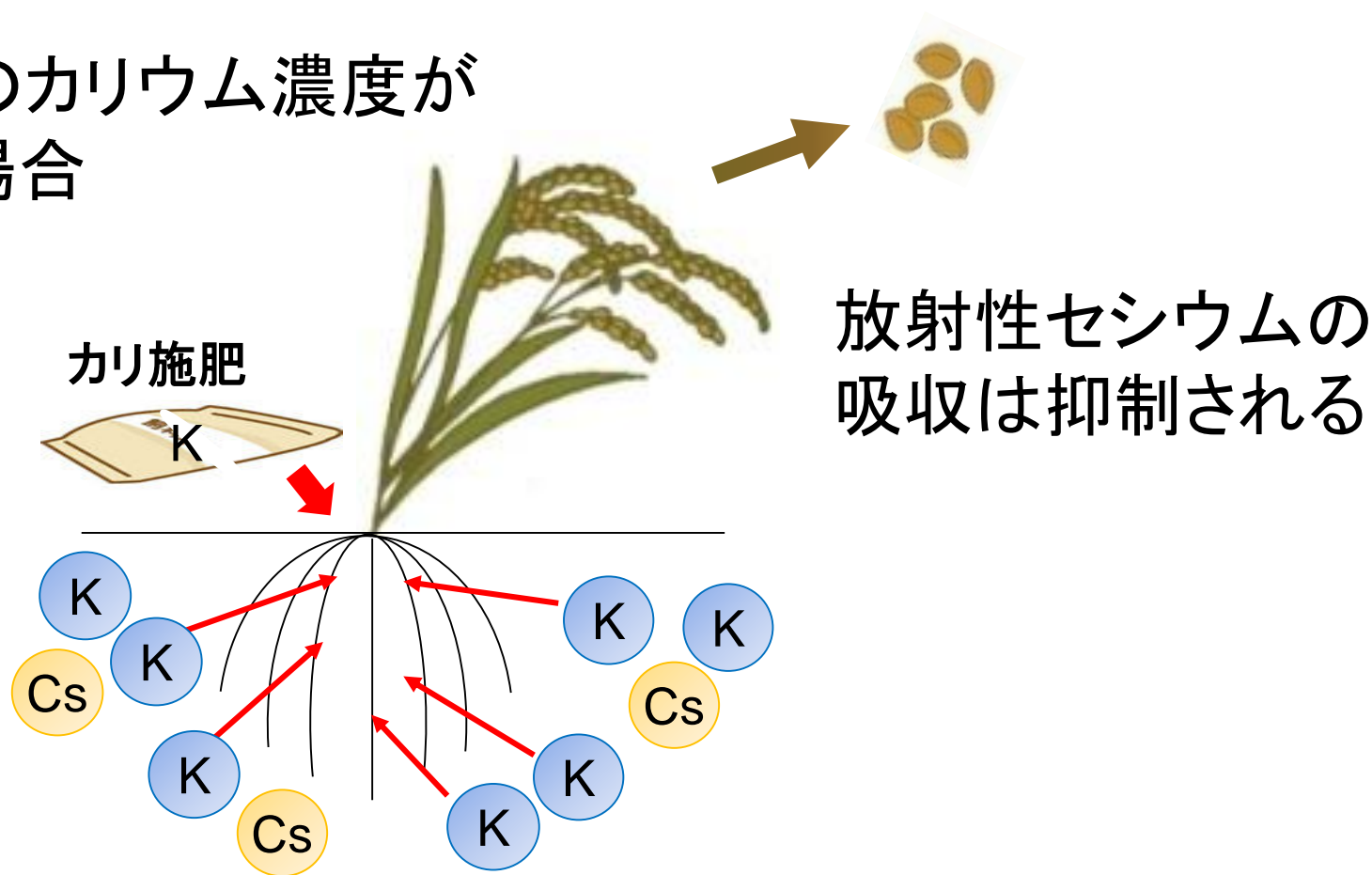


1 農林水産物の放射性物質対策⑦

□ カリ施肥による稲の吸収抑制対策

- 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。

土壌中のカリウム濃度が
適正な場合



1 農林水産物の放射性物質対策⑧

□ 肉・乳・卵・魚の安全確保対策

- 食品の基準値を超えない畜水産物(肉、乳、卵等)を生産するために、どのような飼料を家畜や養魚に給与すればよいのかを判断する目安として『飼料の暫定許容値』を設定
- 暫定許容値以下の飼料(牧草等)を給与するなどの適切な飼養管理を指導



飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

| | 暫定許容値(Bq/kg) |
|-----|--------------|
| 牛 | 100 |
| 豚 | 80 |
| 鶏 | 160 |
| 養殖魚 | 40 |

(粗飼料は水分含有量8割ベース)

1 農林水産物の放射性物質対策⑨

□ きのこの等の特用林産物の安全確保対策

- 安全な生産資材の導入、栽培管理ガイドラインの実施
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取組

1. 安全なきのこ原木※の確保 ※放射性セシウムの指標値 50 Bq/kg
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ホームページ、パンフレットによる情報提供、巡回指導



2 検査の結果①

□ 検査点数の推移

| | 年 度 | | | | | | | | | |
|--|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | H23 ^{注2} | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
| 検査点数 ^{注1} 合計 | 93,288 | 212,922 | 248,273 | 233,738 | 260,794 | 249,833 | 245,086 | 240,002 | 229,333 | 44,258 |
| 栽培/飼養 管理が 可能 な 品目群 | 82,182 | 188,522 | 221,047 | 205,208 | 235,389 | 223,108 | 220,855 | 217,892 | 210,491 | 26,697 |
| 原木きのこ 類 | 1,494 | 1,854 | 1,678 | 2,276 | 2,352 | 2,554 | 2,384 | 2,085 | 1,841 | 1,657 |
| 栽培/飼養 管理が 困難 な 品目群 | 6,491 | 20,530 | 23,707 | 24,794 | 21,596 | 22,812 | 20,833 | 19,040 | 16,080 | 15,115 |
| その他 (加工品 ^{注3} 等) | 3,121 | 2,016 | 1,841 | 1,460 | 1,457 | 1,359 | 1,014 | 985 | 921 | 789 |

注1 出荷前の検査

注2 H23年3月を含む

注3 農林水産物を乾燥させたり、漬けるなどしたもの

2 検査の結果②

□ 検査点数(品目別、令和2年度)

| 品目群 | 品目別の検査点数 (括弧内は点数(点)) |
|-------------------------|--|
| 栽培/飼養管理が 可能な 品目群 | 野菜類・いも類(3,020)、果実類・種実類(641)、米(1,232)、麦類(115)、豆類・雑穀類(262)、肉類(19,843)、卵類(117)、原乳(273)、茶(飲用状態)(6)、菌床きのこ類(779)、山菜類等(栽培)(409) |
| 原木きのこ類 | 原木きのこ類(2,145) |
| 栽培/飼養管理が 困難な 品目群 | きのこ類(野生)(667)、山菜類等(野生)(1,620)、野生鳥獣の肉類(3,435)、水産物(海産)(7,891)、水産物(淡水産)(1,467)、はちみつ(35) |
| その他 | 加工品※等(789) ※農林水産物を乾燥させたり、漬けるなどしたもの |

2 検査の結果③

□ 濃度別点数^{注1}の推移(栽培/飼養管理が**可能な品目群**^{注2})

| 食品中の放射性セシウムの濃度(Bq/kg) | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------------------|---------------------|-----------------------------|--------------------|
| 25以下 | 78,252 (96.74%) | 183,323 (98.94%) | 216,511 (99.09%) | 202,925 (99.92%) | 233,675 (99.95%) | 221,536 (99.98%) | 219,916 (99.98%) | 217,206 (99.99%) | 209,909 (99.98%) | 26,405 (99.95%) |
| 25超50以下 | 1,192 (1.47%) | 920 (0.50%) | 1,012 (0.46%) | 153 (0.08%) | 95 (0.04%) | 42 (0.019%) | 32 (0.02%) | 14 (0.006%) | 37 (0.02%) | 12 (0.05%) |
| 50超100以下 | 906 (1.12%) | 894 (0.48%) | 884 (0.40%) | 17 (0.008%) | 26 (0.01%) | 10 (0.004%) | 4 (0.002%) | 3 (0.001%) | 5 (0.002%) | 1 (0.004%) |
| 100超 | 539 (0.67%) | 157 (0.09%) | 87 (0.04%) | 2 (0.001%) | 5 (0.002%) | 0 (0%) | 1 ^{注3} (0.0005%) | 0 (0%) | 2 ^{注4} (0.001%) | 0 (0%) |

注1 出荷前の検査、上段:検出点数、下段:検査点数に対する検出点数の割合
検出限界値未満のものは、便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

注2 基準値が一般食品と異なる原乳・茶は除く

注3 平成24年10月以降販売を中止し、十分な栽培管理がなされていないものの継続して調査しているクリであり、出荷されることはない。

注4 現在は廃棄されているほ場のワラビであり、今後未出荷されることはない。

2 検査の結果④

□ 濃度別点数^注の推移(原木きのこ類)

| 食品中の放射性セシウムの濃度(Bq/kg) | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----------------------|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 25以下 | 977 (65.4%) | 1,073 (57.87%) | 1,274 (75.92%) | 2,016 (88.58%) | 2,106 (85.71%) | 2,243 (87.82%) | 2,193 (91.99%) | 1,878 (90.07%) | 1,726 (93.75%) | 1,540 (92.94%) |
| 25超50以下 | 101 (6.76%) | 317 (17.1%) | 328 (19.6%) | 229 (10.1%) | 226 (9.61%) | 290 (11.4%) | 177 (7.42%) | 180 (8.63%) | 104 (5.65%) | 104 (6.28%) |
| 50超100以下 | 130 (8.70%) | 229 (12.4%) | 76 (4.5%) | 28 (1.2%) | 20 (0.85%) | 21 (0.83%) | 13 (0.55%) | 27 (1.3%) | 11 (0.60%) | 13 (0.78%) |
| 100超 | 286 (19.1%) | 235 (12.7%) | 0 (0%) | 3 (0.1%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (0.04%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |

注 出荷前の検査、上段:検出点数、下段:検査点数に対する検出点数の割合
 検出限界値未満のものは、便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

2 検査の結果⑤

□ 濃度別点数^{注1}の推移(栽培/飼養管理が**困難な品目群**)

| 食品中の放射性セシウムの濃度(Bq/kg) | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 25以下 | 3,567 (54.95%) | 14,835 (72.26%) | 20,455 (86.28%) | 22,506 (90.77%) | 20,412 (94.52%) | 21,092 (92.46%) | 19,855 (95.31%) | 17,696 (92.94%) | 15,207 (94.57%) | 14,234 (94.17%) |
| 25超50以下 | 781 (12.0%) | 2,241 (10.92%) | 1,336 (5.64%) | 1,068 (4.31%) | 573 (2.65%) | 845 (3.70%) | 534 (2.56%) | 700 (3.68%) | 541 (3.36%) | 627 (4.15%) |
| 50超100以下 | 800 (12.3%) | 1,626 (7.92%) | 1,014 (4.28%) | 678 (2.73%) | 352 (1.63%) | 425 (1.86%) | 259 (1.24%) | 350 (1.84%) | 175 (1.09%) | 151 (1.00%) |
| 100超 | 1,343 (20.69%) | 1,828 (8.90%) | 902 (3.80%) | 542 (2.19%) | 259 (1.20%) | 450 (1.97%) | 185 (0.89%) | 294 (1.54%) | 157 (0.98%) | 103 (0.68%) |

注1 出荷前の検査、上段:検出点数、下段:検査点数に対する検出点数の割合
 検出限界値未満のものは、便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

2 検査の結果⑥

100 Bq/kg超が検出された点数^{注1}の推移(品目等別)

■は、基準値超過がみられた年度

【栽培/飼養管理が可能な品目群】

| 検査年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| 検査年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
| 野菜・いも類 | 167 (3.3%) | 8 (0.07%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 果実類・種実類 | 73 (5.8%) | 15 (0.4%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 ^{注5} (0.1%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 米 | 9 (0.3%) | 84 (1.0%) | 28 (0.8%) | 0 (0%) | 2 ^{注3} (0.2%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 麦類 | 2 (0.6%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 豆類・雑穀類 | 18 (1.9%) | 39 (0.5%) | 59 (0.7%) | 2 (0.06%) | 3 ^{注4} (0.1%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 肉類 | 261 (0.4%) | 7 (0.005%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 卵類 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 原乳 ^{注2} | 3 (0.2%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 茶 ^{注2} | 13 (1.7%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 菌床きのこ類 | 7 (2.4%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 山菜類等(栽培) | 2 (1.7%) | 6 (2.2%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 2 ^{注6} (0.6%) | 0 (0%) |

| 検査年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------|--------------|--------------|-----------|-------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 原木きのこ類 | 286 (19%) | 235 (13%) | 0 (0%) | 3 (0.1%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (0.04%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |

【栽培/飼養管理が困難な品目群】

| 検査年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| きのこ類(野生) | 36 (13%) | 82 (18%) | 46 (8.5%) | 34 (5.3%) | 16 (2.4%) | 20 (2.2%) | 15 (1.6%) | 25 (2.4%) | 26 (4.2%) | 22 (3.3%) |
| 山菜類等(野生) | 28 (23%) | 183 (13%) | 138 (5.8%) | 59 (2.1%) | 63 (2.6%) | 41 (1.2%) | 29 (1.2%) | 98 (3.8%) | 58 (3.0%) | 39 (3.0%) |
| 野生鳥獣肉類 | 373 (61%) | 491 (40%) | 417 (30%) | 349 (26%) | 166 (19%) | 378 (22%) | 130 (7.9%) | 166 (7.8%) | 69 (3.3%) | 41 (1.2%) |
| 水産物 | 海産 | 744 (16%) | 830 (6.0%) | 192 (1.2%) | 50 (0.3%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| | 淡水産 | 161 (18%) | 240 (7.0%) | 109 (3.1%) | 50 (1.5%) | 14 (0.6%) | 11 (0.5%) | 11 (0.5%) | 5 (0.2%) | 4 (0.2%) |
| はちみつ | 1 (10%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |

注1 出荷前の検査、上段:検出点数、下段:検査点数に対する検出点数の割合

注2 原乳は50 Bq/kg、茶は飲用状態で10 Bq/kg(H23は茶葉の状態を検査したため除外)

注3 H27の米の2点は、26年産米が検査されたもの。27年産米の基準値超過はゼロ。

注4 H27の豆類・雑穀類の3点のうち2点は、26年産大豆が検査されたもの。27年産豆類の基準値超過はゼロ。

注5 平成24年10月以降販売を中止し、十分な栽培管理がなされていないものの継続して調査しているクリであり、出荷されることはない。

注6 現在は廃棄されているほ場のワラビであり、今後も出荷されることはない。

□ 元に行っている検査データ

- 厚生労働省のウェブページで公表している検査データ
参考: 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000045250.html>
- 検査結果が公表された日付で、各年度毎に集計
(平成23年度は、平成23年3月を含む)
- ガイドラインで検査対象自治体となっている17都県で、
生産・検査された農林水産物を抽出(流通品は含まない)

注 掲載している割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合がある

福島第一原発の廃炉の現状と ALPS処理水について

令和4年3月

経済産業省 福島復興推進グループ

- **東京電力福島第一原発の廃炉について**
- ALPS処理水について
- 風評の影響に対する取り組みについて

復興の進捗

- ◇ 2022年3月で、**東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から11年**。徐々に、人も戻り、復興が進展。
- ◇ 他方、今もなお、**農林水産業や観光業を中心に風評影響が残っており**、引き続き、**国が前面に立って、復興に取り組む必要**。
 - 福島県の水産業について、沿岸漁業及び沖合底引き網漁業の水揚げ量は震災前の約17%。
 - 事業・なりわいの再建や福島イノベーション・コースト構想の推進に向けて、政府として様々な政策を展開。

避難対象者数

| | (2013年8月時点) | (2021年3月時点) |
|-----------------|-----------------------|--|
| 避難指示区域からの避難対象者数 | 約8.1万人 | 約2.2万人 (約5.9万人減) |
| 避難指示区域の面積 | 約1,150km ² | 約337km ² (約813km ² 減) |

※原子力被災者生活支援チーム集計



全線再開した常磐線
(2020年3月)



いわき市久之浜魚市場の再開
(2019年9月)

出典：いわき市農林水産部水産課ホームページ

農業の復興状況

| | |
|--------------|--------------------|
| 農業算出額（福島県全体） | 89% 2010年→2018年 |
|--------------|--------------------|

水産業の復興状況

| | |
|---------------------------------|--------------------|
| 水揚げ量（試験操業全体） ※沿岸漁業及び沖合底引き網漁業 | 17% 2010年→2020年 |
|---------------------------------|--------------------|

※生産農業所得統計、福島県水産要覧等から算出



浪江町請戸漁港の市場再開
(2020年4月)



新地町釣師浜漁港の再開
(2020年12月)

出典：相馬双葉漁業協同組合ホームページ

福島第一原発と周りの環境はどうなっているの？

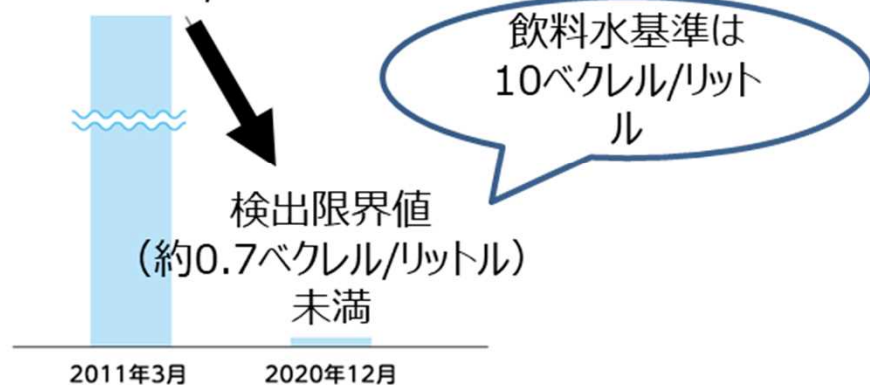
周辺の環境の放射線量は大幅に低減

敷地内の環境も大幅に改善

海

約1万ベクレル/リットル

セシウム濃度



一般的な服装で原子炉建屋に近づく

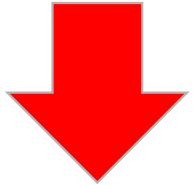
大気



ほとんどの作業エリアで防護服不要

福島第一原発の廃炉について

- 2011年3月：事故発生
 - (1) 地震と津波の影響により、電力を喪失。
 - (2) 炉心溶融（1号機、2号機、3号機） / 水素爆発（1号機、3号機、4号機）



- 現在：
 - ・継続的な注水により、安定状態を維持しており、再臨界の可能性は限りなく低い。
 - ・また、注水による冷却が止まった場合でも、急激に温度が上昇することはない、時間をかけて対策をとることが可能。

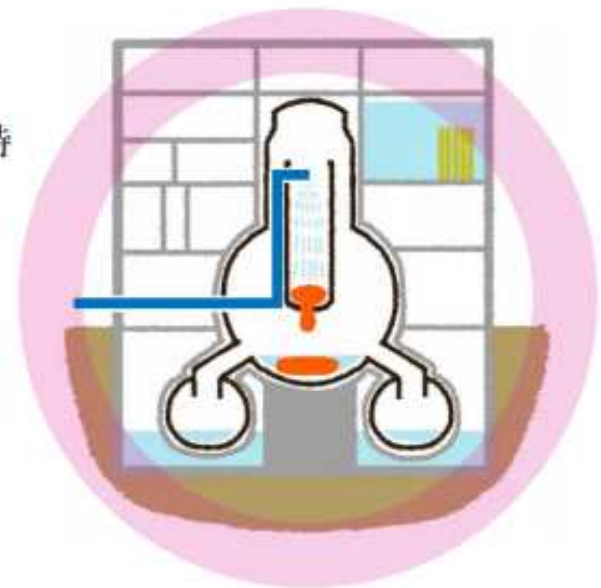
事故当時

原子炉に送水できず、
燃料が発熱し、
水素爆発が発生。



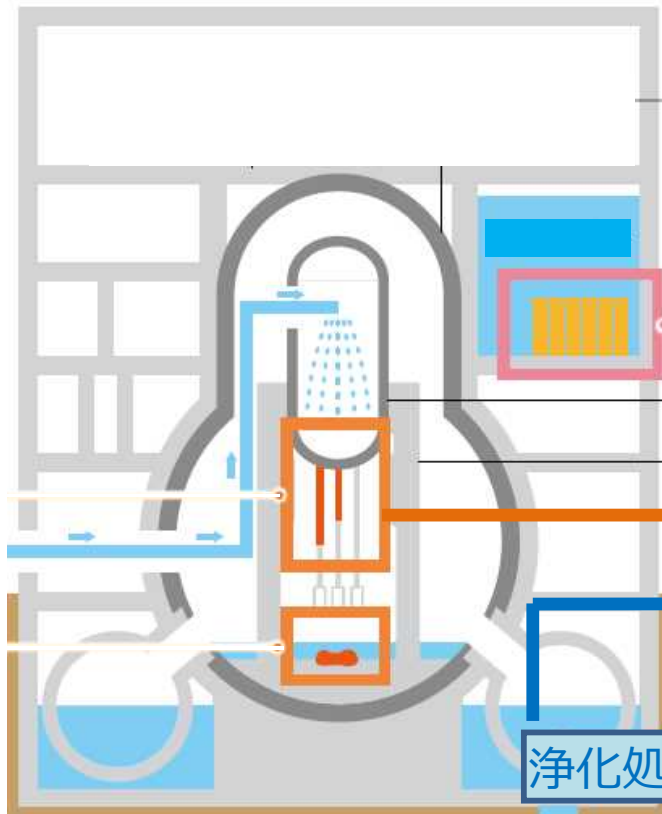
現在

安定状態を維持



具体的にどんなことを行うの？いつまでかかるの？

▼原子炉建屋



廃炉に向けた主な作業

使用済燃料の取り出し

燃料デブリ※の取り出し

※燃料が溶けて冷え固まったもの

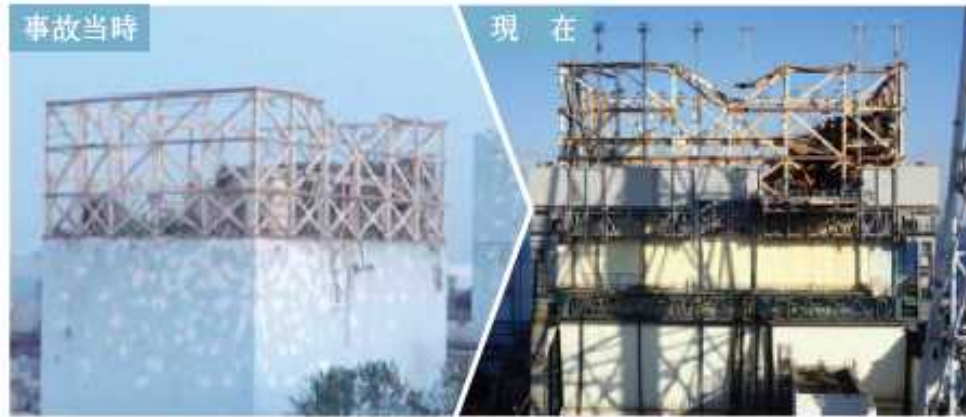
汚染水対策

ALPS処理水の処分

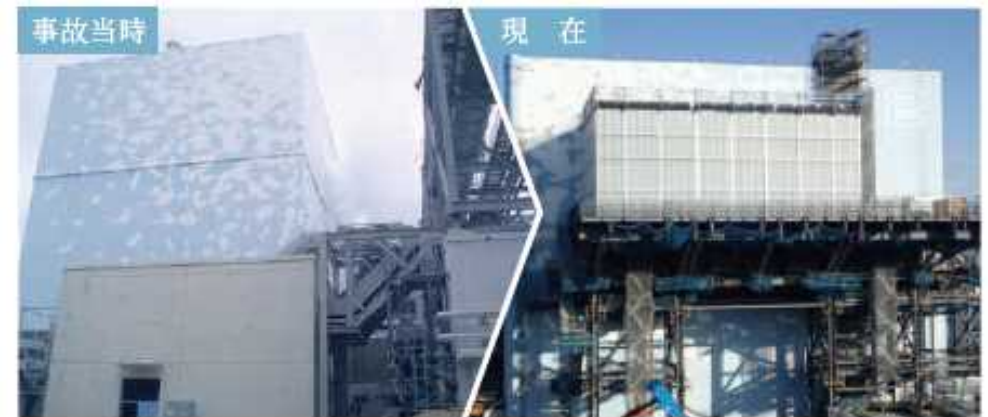
➡ 2041～2051年の作業完了を目指す

1～4号機の事故当時の状況と現在の様子の比較

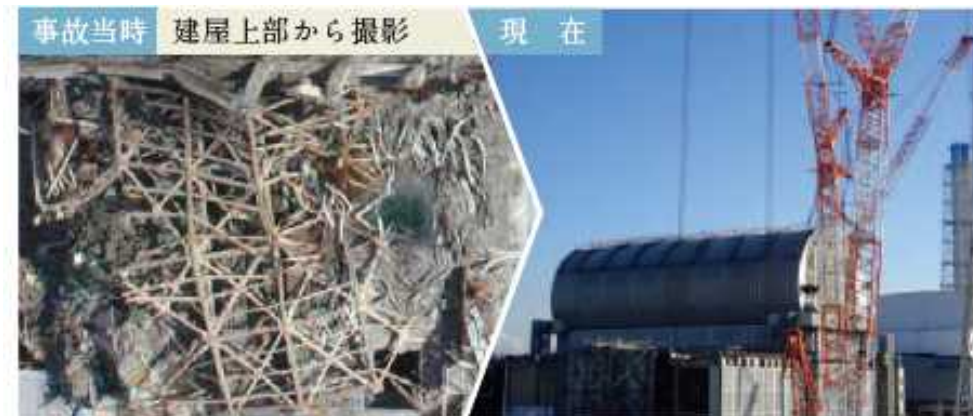
■ 1号機



■ 2号機



■ 3号機



■ 4号機



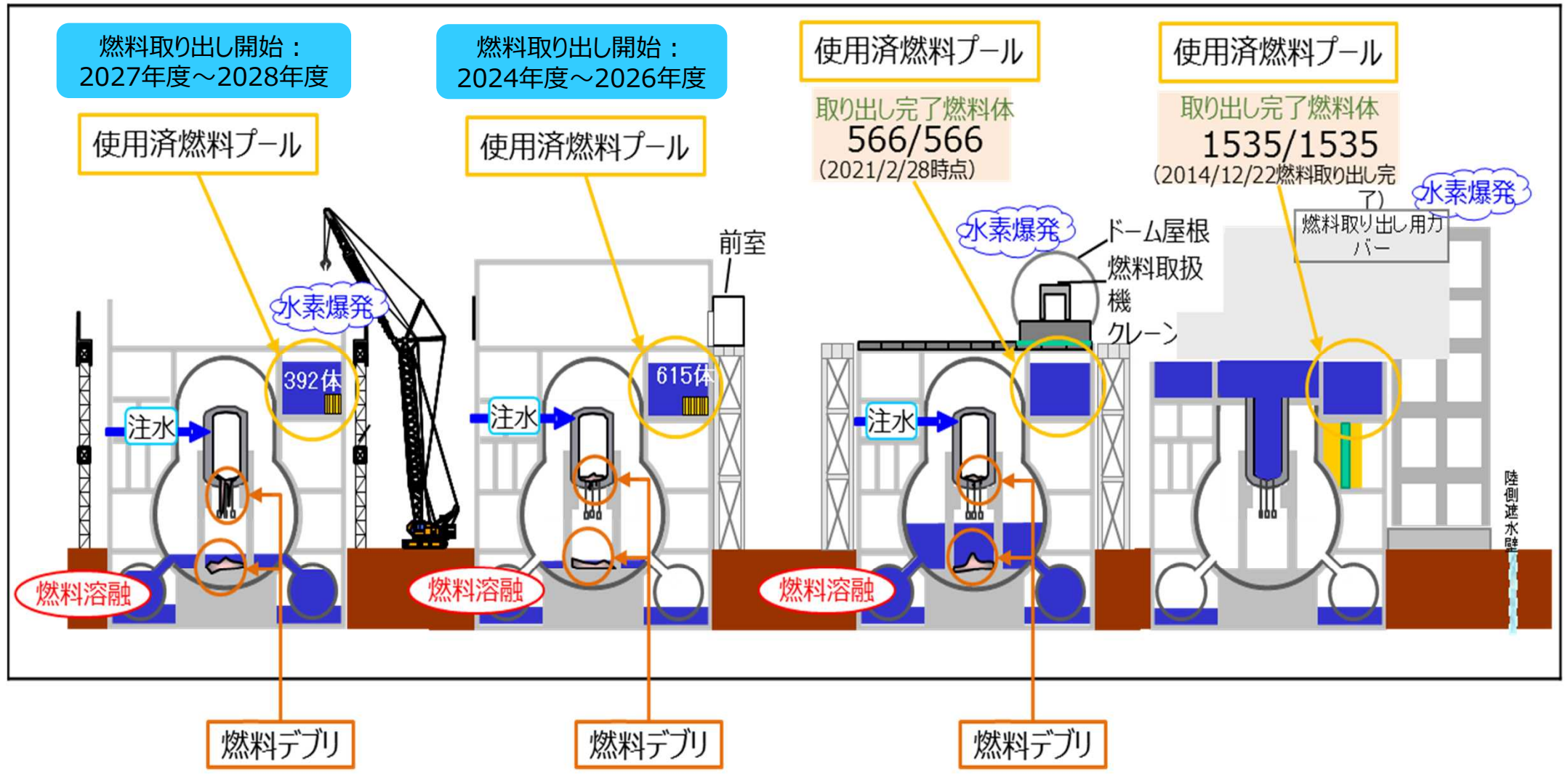
(参考) 福島第一原子力発電所 1～4号機の現状

1号機

2号機

3号機

4号機



○燃料デブリ取り出しは2号機から、2021年内開始予定
(※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、1年程度遅延)

- 東京電力福島第一原発の廃炉について
- **ALPS処理水について**
- 風評の影響に対する取り組みについて

廃炉の直面する課題（汚染水・処理水対策と貯蔵タンクの増加）

- 現在、福島第一原発では、地下水や雨水などが、建屋内等に溜まる放射性物質に触れることや、燃料デブリ（溶け落ちた燃料）を冷却した後の水が建屋に滞留することにより発生する汚染水について、浄化処理を行い、敷地内のタンクに貯蔵。
- 既にタンクは1000基を超え、敷地内の大きなスペースを占めている状況。

汚染水を浄化処理して貯蔵しているタンク群



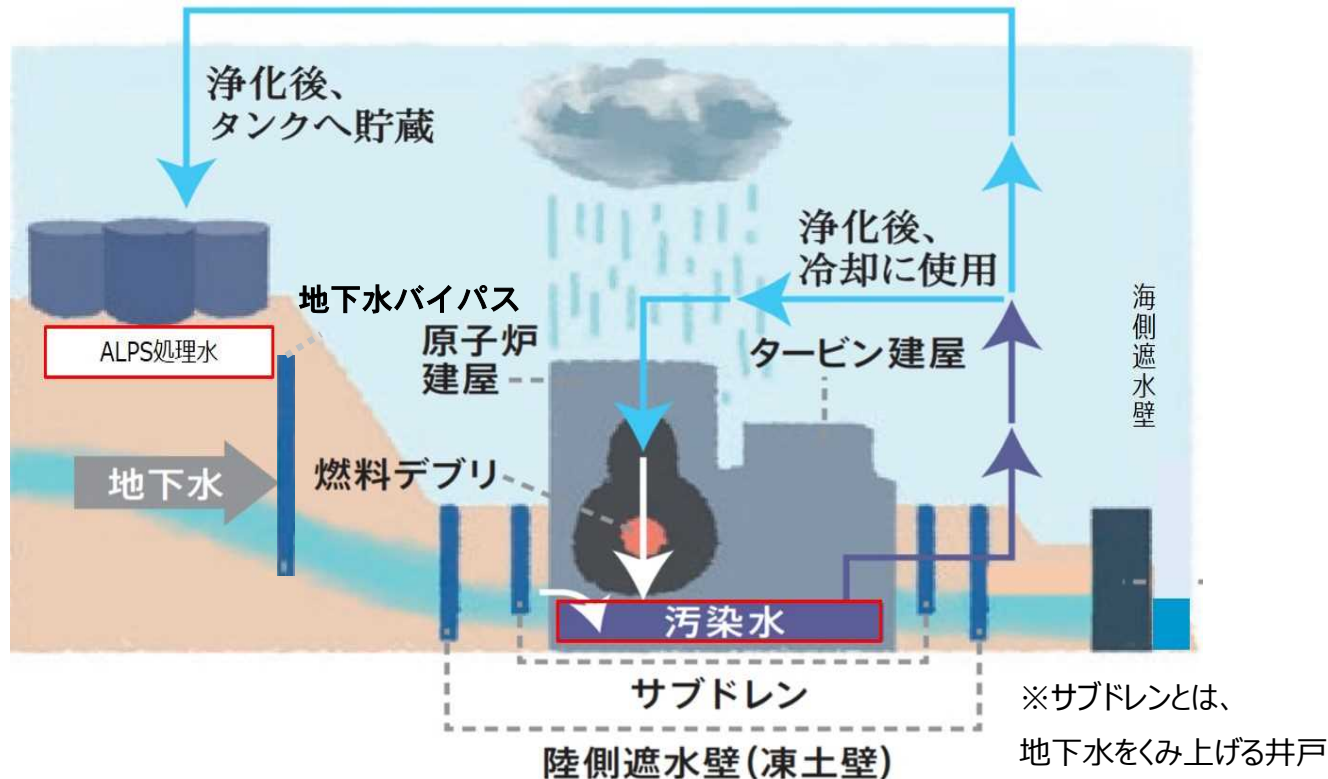
福島第一原発構内の
タンク貯留水の現状
(令和3年10月時点)

| | |
|-------------------|-----------|
| タンク貯蔵量 | 約129万トン |
| タンク容量 (2020年末) | 約137万トン |
| 処理水増加量 | 年間約5～6万トン |

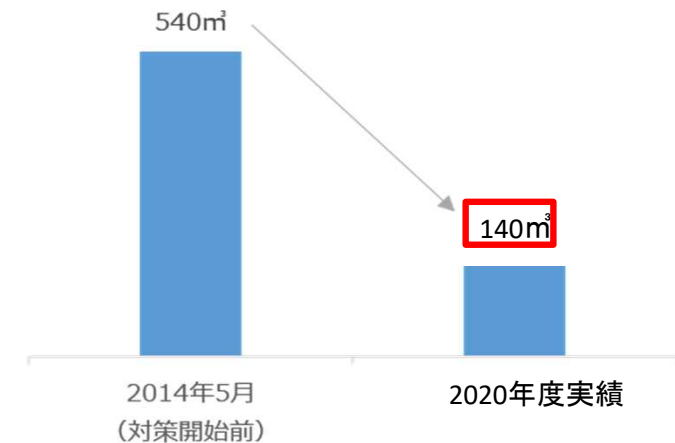
汚染水の発生量を減らすことはできないのか？

- ◇燃料デブリを冷やした水は、汚染され、建屋内にたまっている。
この**汚染水を建屋の外に漏れないよう**、まわりの**地下水位を高くし、水圧で止めて**管理している。その結果、**地下水が流れ込み、建屋内の汚染水が発生**している。
- ◇そうした中でも、デブリを冷やした水を**浄化して循環したり、凍土壁やサブドレン**などの対策により、**汚染水の発生量は減っている**。

汚染水が発生する仕組み

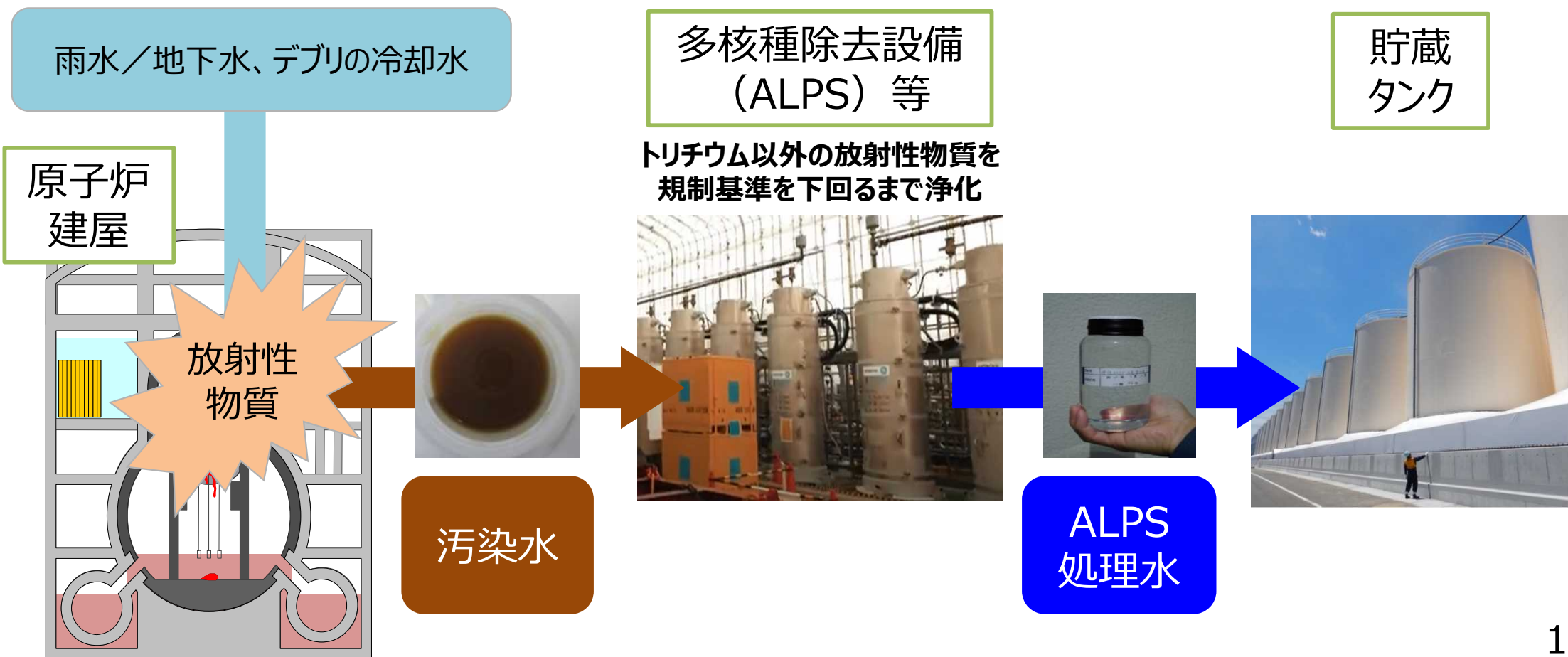


汚染水発生量の減少 (日量)



ALPS処理水とは

- 事故で発生した放射性物質を含む汚染水を浄化して、トリチウム以外の放射性物質を規制基準を満たすまで浄化処理した水が「ALPS処理水」。
- 敷地内の貯蔵タンクの数は一、千基を超え、敷地を圧迫。
廃炉を計画的に進めるための敷地の確保に支障が生じかねない状況。



トリチウムとは？

- 水素の仲間。雨水、海水、水道水、私たちの身体や自然界にも広く存在。
- ごく弱い放射線を発するが、紙 1 枚で防げる程度。体内に入っても蓄積されることはなく、水と一緒に排出される。
- トリチウムは水素と性質が似ているため、水からトリチウムのみを除去することは難しい。



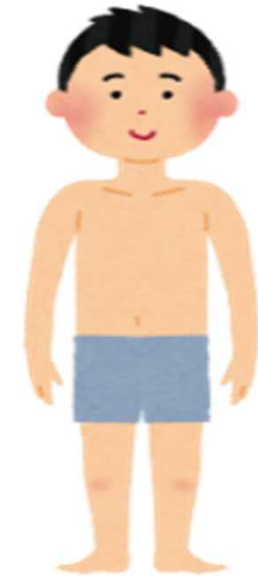
水道水

~1ベクレル/L



雨(日本)

220兆ベクレル/年



人体

数十ベクレル

タンクに含まれるトリチウム水の量

- 1,000基のタンクに貯まっている水の量は「東京ドーム 1 杯分」。
- その中に含まれるトリチウム水の量は「大さじ 1 杯分」と極めて少ない。

タンク貯蔵量

129万 トン

= 東京ドーム 1 杯分

含まれる
トリチウム水の量

● **15** グラム

= 大さじ 1 杯分



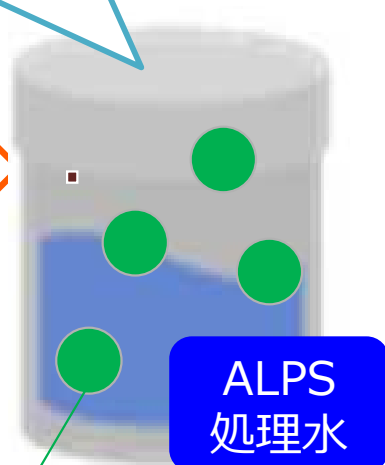
処理水の処分方法

- ①トリチウム以外の核種の浄化、②海水によるトリチウム濃度の希釈により、処理水に含まれる放射性物質の濃度を、規制基準を大幅に下回るレベルにする。
- その上で、福島第一原発の敷地から海洋に放出。放出前後の状況を監視（国際機関など第三者が評価・検証）。
- 基本方針決定（令和3年4月）から2年程度後を目途に放出を開始する予定。

原子炉建屋から発生する汚染水

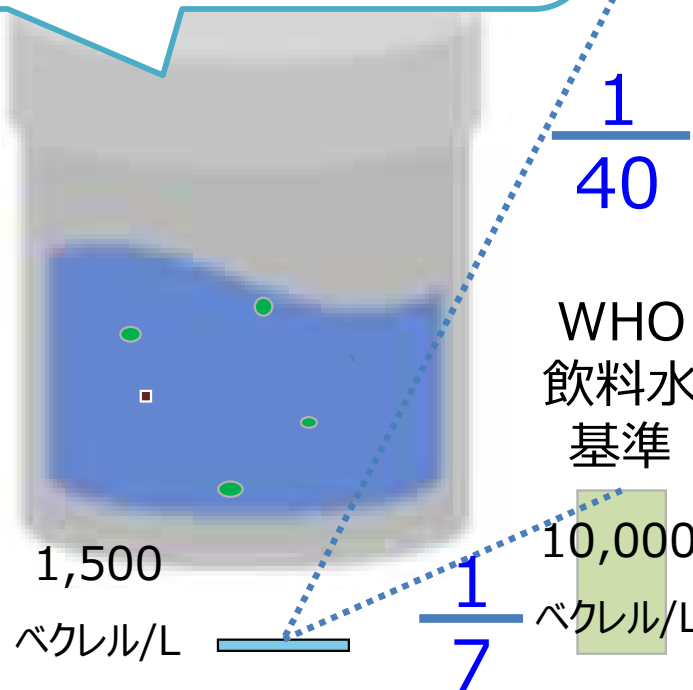
トリチウム以外の核種を
規制基準未満に
確実に浄化

ALPS（等）による浄化
①他核種除去設備



②海水で大幅に希釈

さらに100倍以上に希釈し、
・トリチウム濃度を
1,500ベクレル/L未満に
・トリチウム以外の核種を
規制基準の100分の1未満に



トリチウム
規制基準
60,000
ベクレル/L

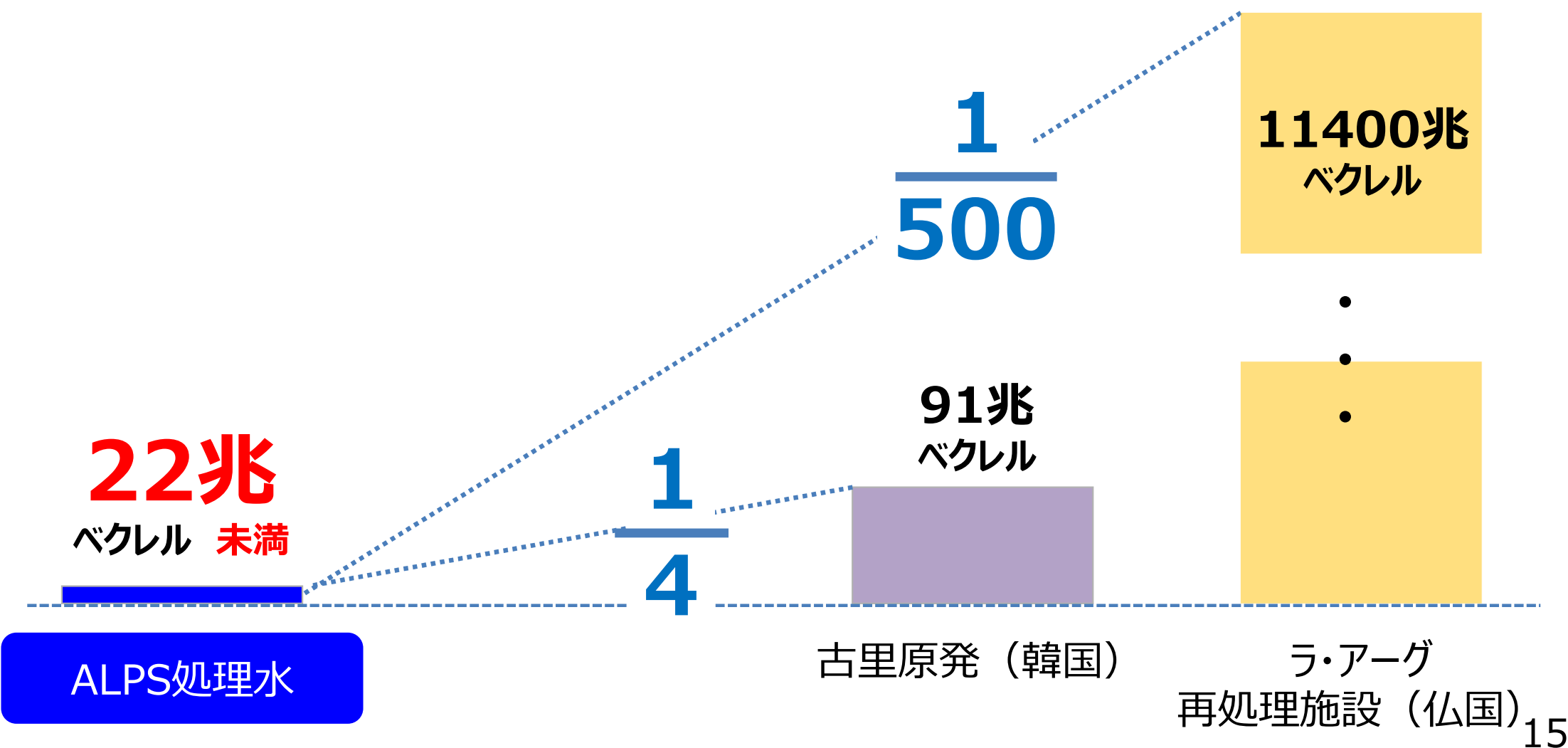
WHO
飲料水
基準

10,000
ベクレル/L

コバルト、セシウムなどを含む

トリチウムの年間処分量 ～海外との比較～

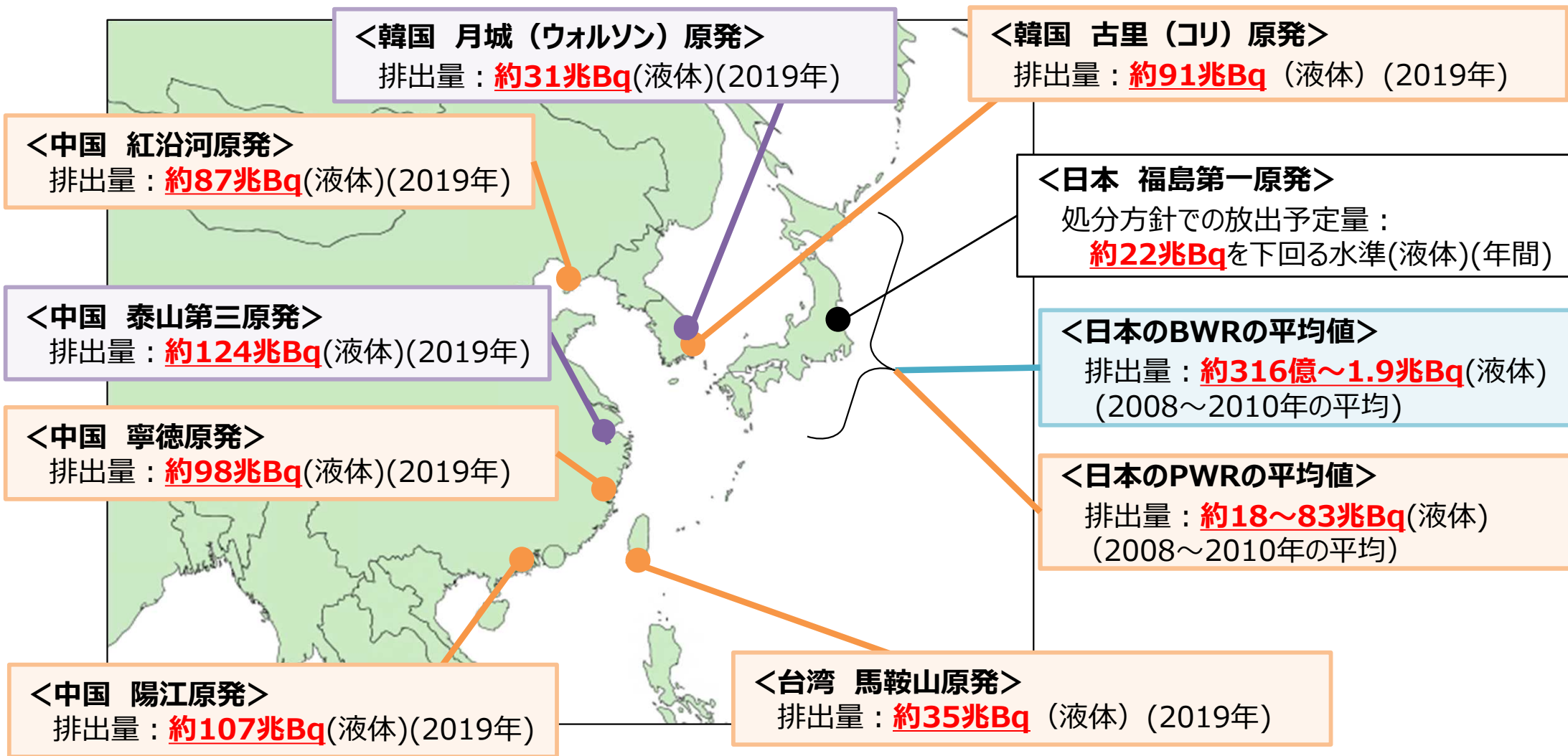
- 処分時のトリチウムの総量の水準は、年間22兆ベクレルを下回るレベル（事故前の管理目標）。
- これは、国内外の多くの原子力発電所等からの放出量と比べても低い水準。



トリチウムの年間処分量 ～近隣アジア諸国・地域の例～

- トリチウムは、国内外の原発・再処理施設においても、各国・地域の法令を遵守した上で、液体廃棄物として海洋や河川等へ、また、換気等にもない大気中へ排出されている。

※船舶等から海洋に放出することはロンドン条約において禁止されている。



BWR (沸騰水型原子炉)

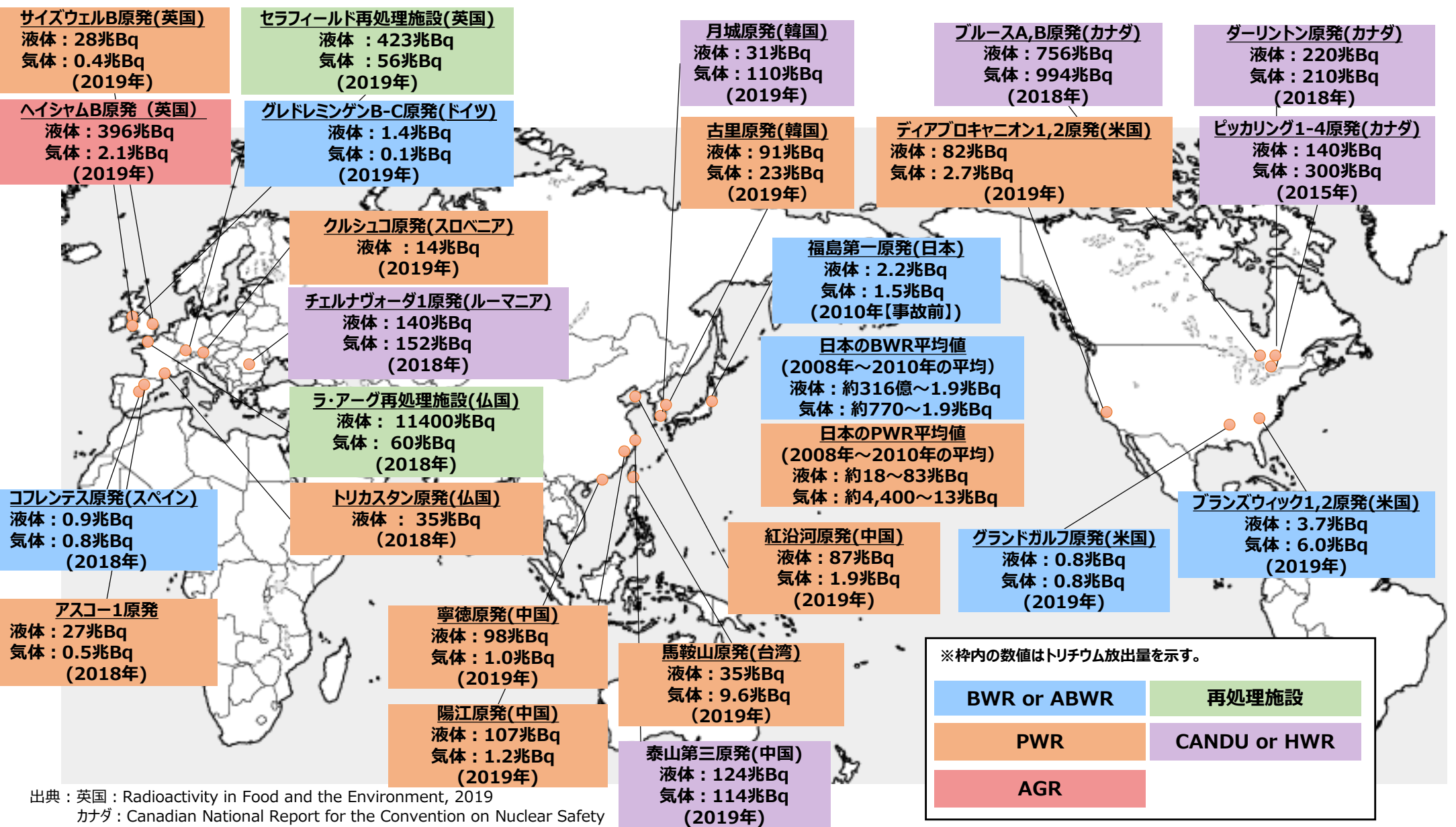
PWR (加圧水型軽水炉)

カナダ型重水炉

出典：平成25年度原子力施設運転管理年報 (原子力安全基盤機構)
 下期放射線管理等報告書 (原子力規制庁)
 原子力発電所環境放射線調査と評価報告書 (韓国水力・原子力発電会社)
 中国核能年鑑 (中国核能行業協会)
 第一～第三原発108年放射性物質排放年報 (台湾電力)

(参考) トリチウムの年間処分量 ～国内外の例～

- トリチウムは、国内外の原発・再処理施設においても、各国の法令を遵守した上で、液体廃棄物として海洋や河川等へ、また、換気等にもない大気中へ排出されている。



※枠内の数値はトリチウム放出量を示す。

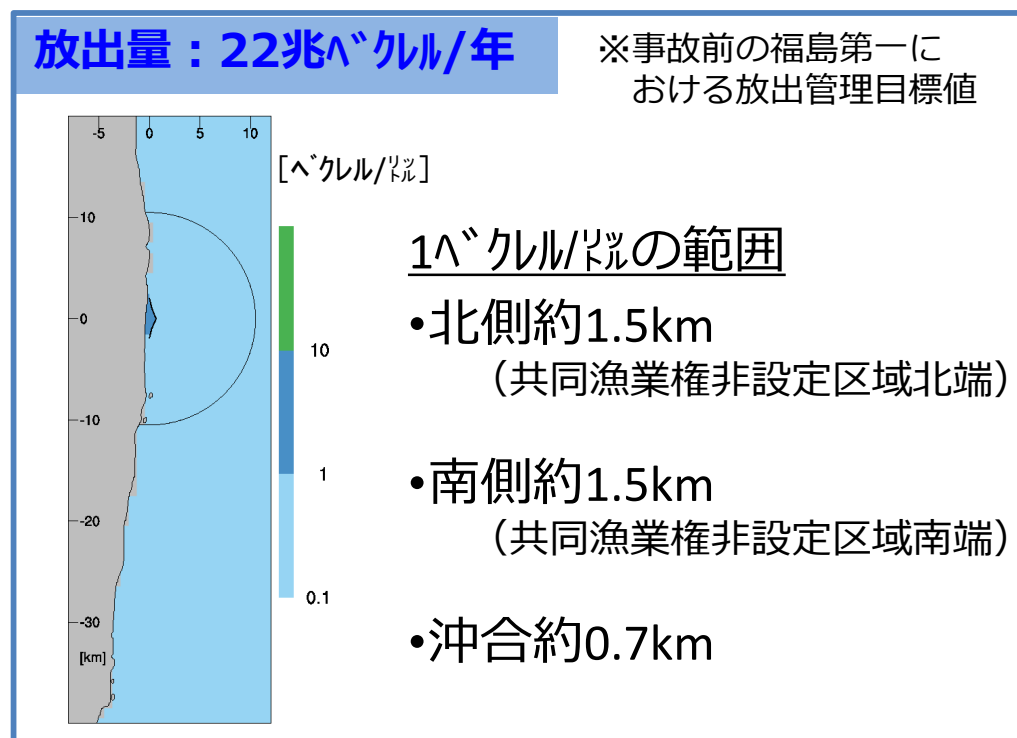
| | |
|-------------|--------------|
| BWR or ABWR | 再処理施設 |
| PWR | CANDU or HWR |
| AGR | |

出典：英国：Radioactivity in Food and the Environment, 2019
 カナダ：Canadian National Report for the Convention on Nuclear Safety
 フランス：トリチウム白書
 その他の国・地域：電力事業者の報告書より作成

<参考> 1兆Bq≒約0.019g (トリチウム水)

A L P S 処理水放出の安全性

- ◇東京電力は、海洋放出した場合のシミュレーションを実施。
- ◇放出後、直ちに海洋で拡散されるため、仮に年間に22兆ベクレルのトリチウムを放出した場合、放射線濃度がバックグラウンドと同レベル（規制基準の1万分の1程度）を超える海域は、放出場所の近傍のエリアに限定。



⇒ バックグラウンドレベル（0.5～1^ℓベクレル/ℓ）を超えるエリアについても、WHO飲料水基準（10,000^ℓベクレル/ℓ）と比較して十分小さいことに留意。

ALPS処理水の海洋放出の影響

- ALPS処理水を海洋に放出した場合の1年間の放射線影響は、自然界から受ける放射線の影響の10万分の1未満、と非常に小さい。

1年間に自然界から受ける放射線の影響

2.1 mSv

海洋放出した場合の1年間の放射線の影響

10万分の1

身の回りにおける自然放射線

大気中のラドンなどから 0.48 ミリシーベルト

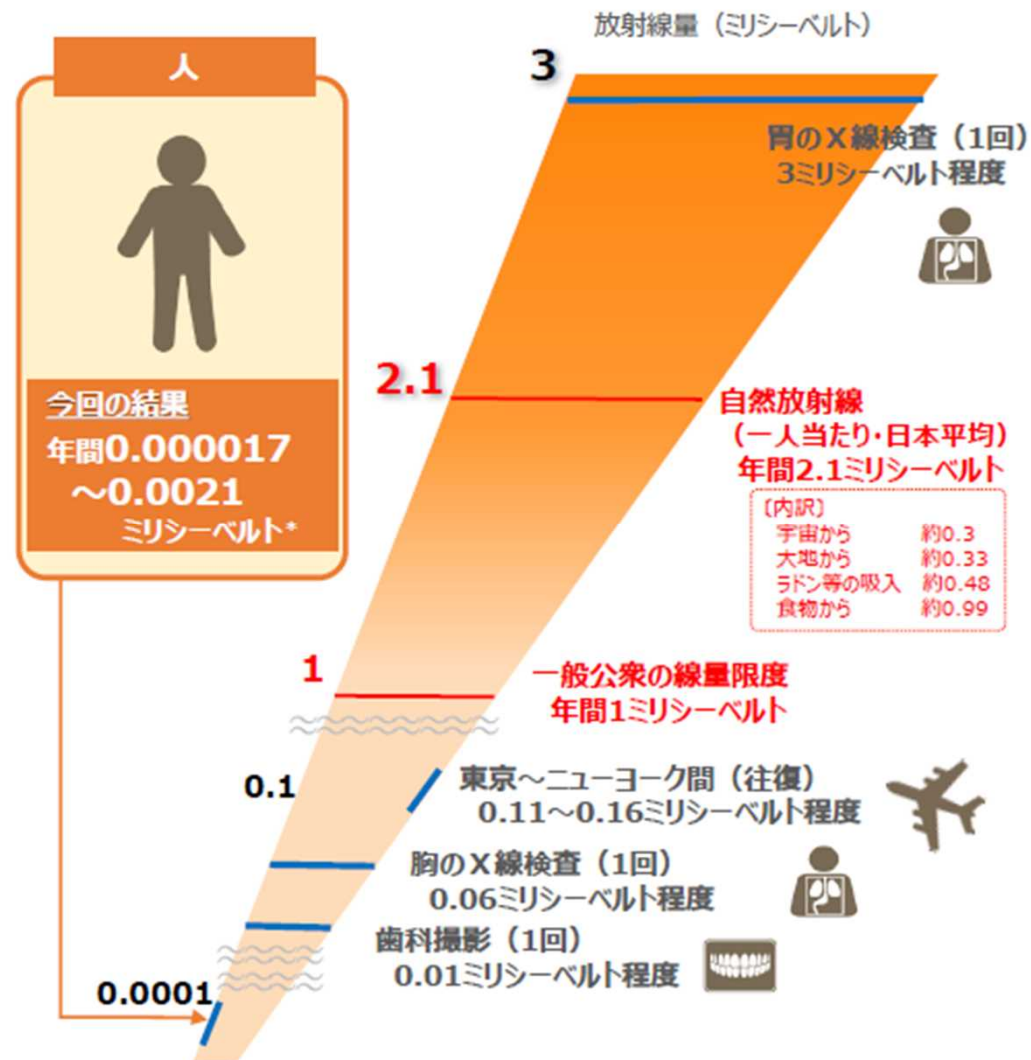
大地から 0.33 ミリシーベルト



宇宙から 0.3 ミリシーベルト

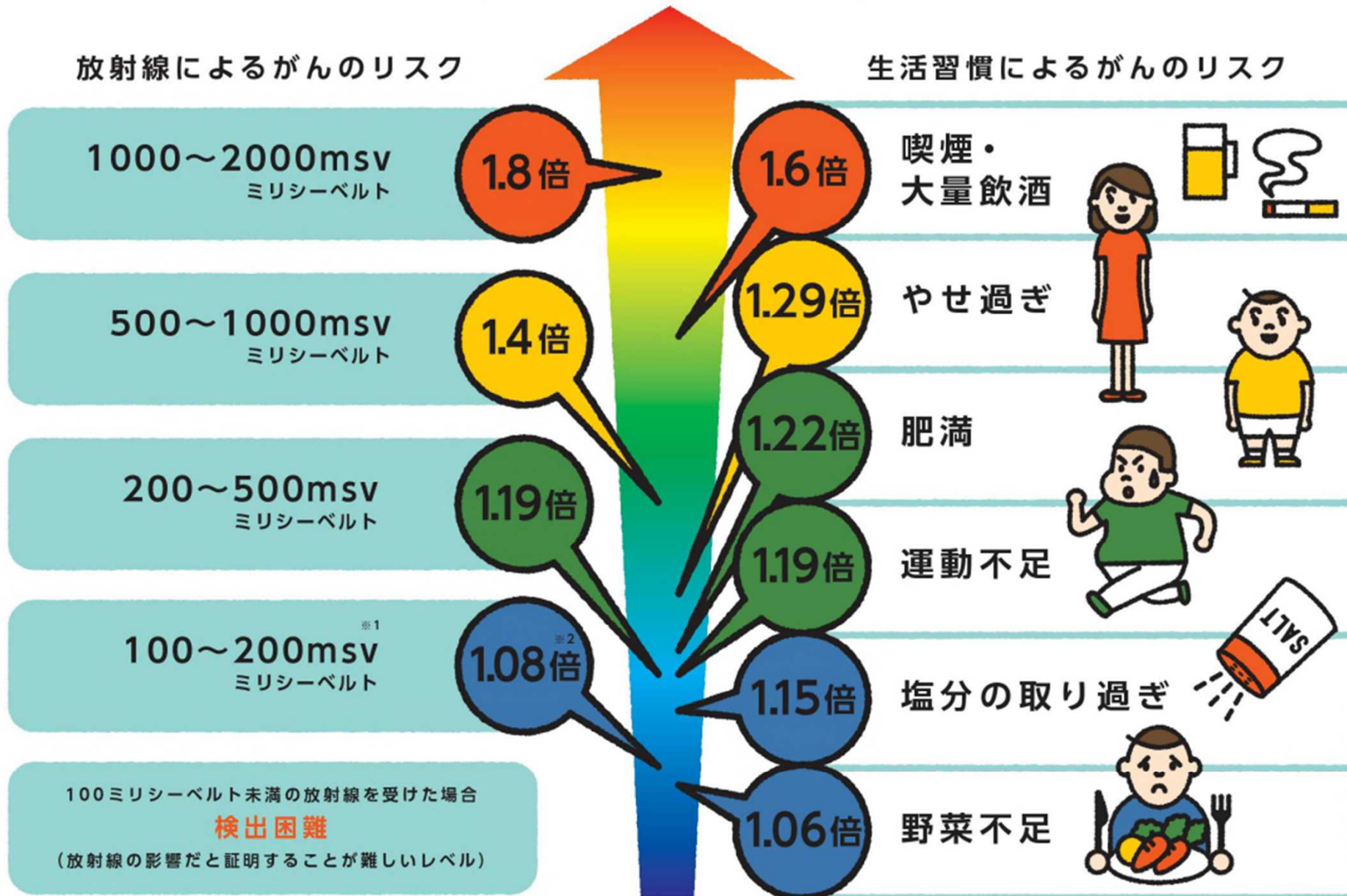
食べ物から 0.99 ミリシーベルト

年間 2.1 ミリシーベルト



【がんのリスクとその要因（放射線や生活習慣病によるもの）】

＼がんのリスク増大／



※1: 100ミリシーベルトは、航空機で東京・ニューヨーク間を約500～1000往復した場合の被ばく、

または、1キログラムあたり100ベクレルの食品を約77トン摂取した場合の被ばく(注)に相当

(注) 食品に含まれる放射性物質がセシウム137で成人が食べる場合

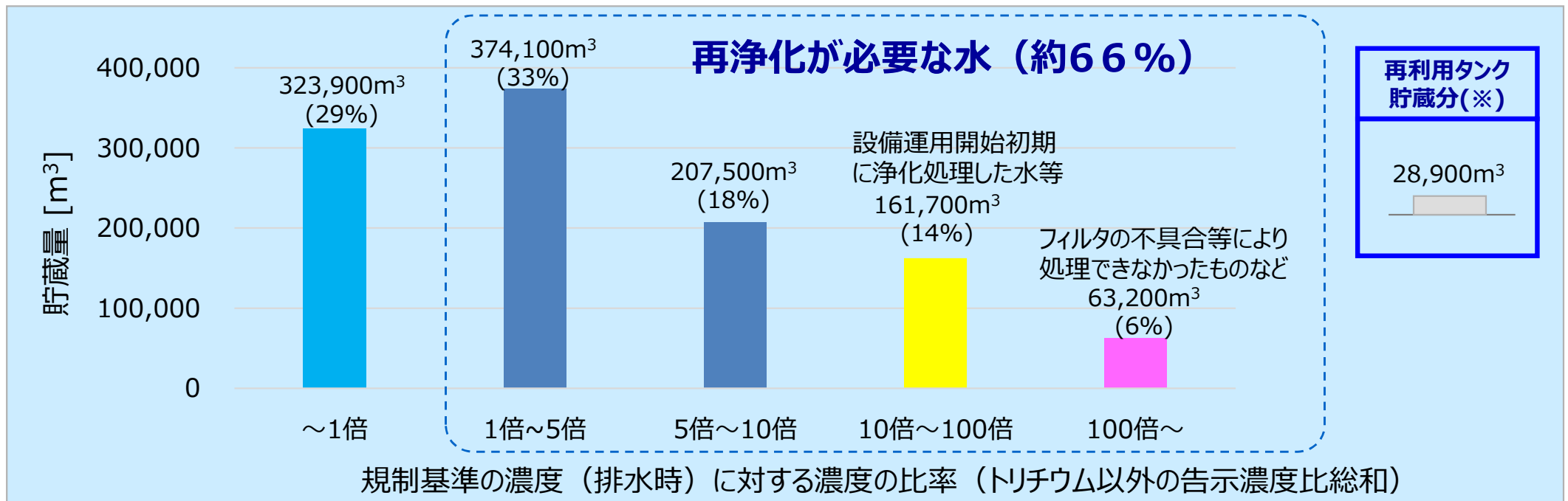
※2: 放射線の被ばくがなく、图中的どの生活習慣もない集団と比べて発がんリスクが何倍高いかという数値

タンクに保管されている水の性状

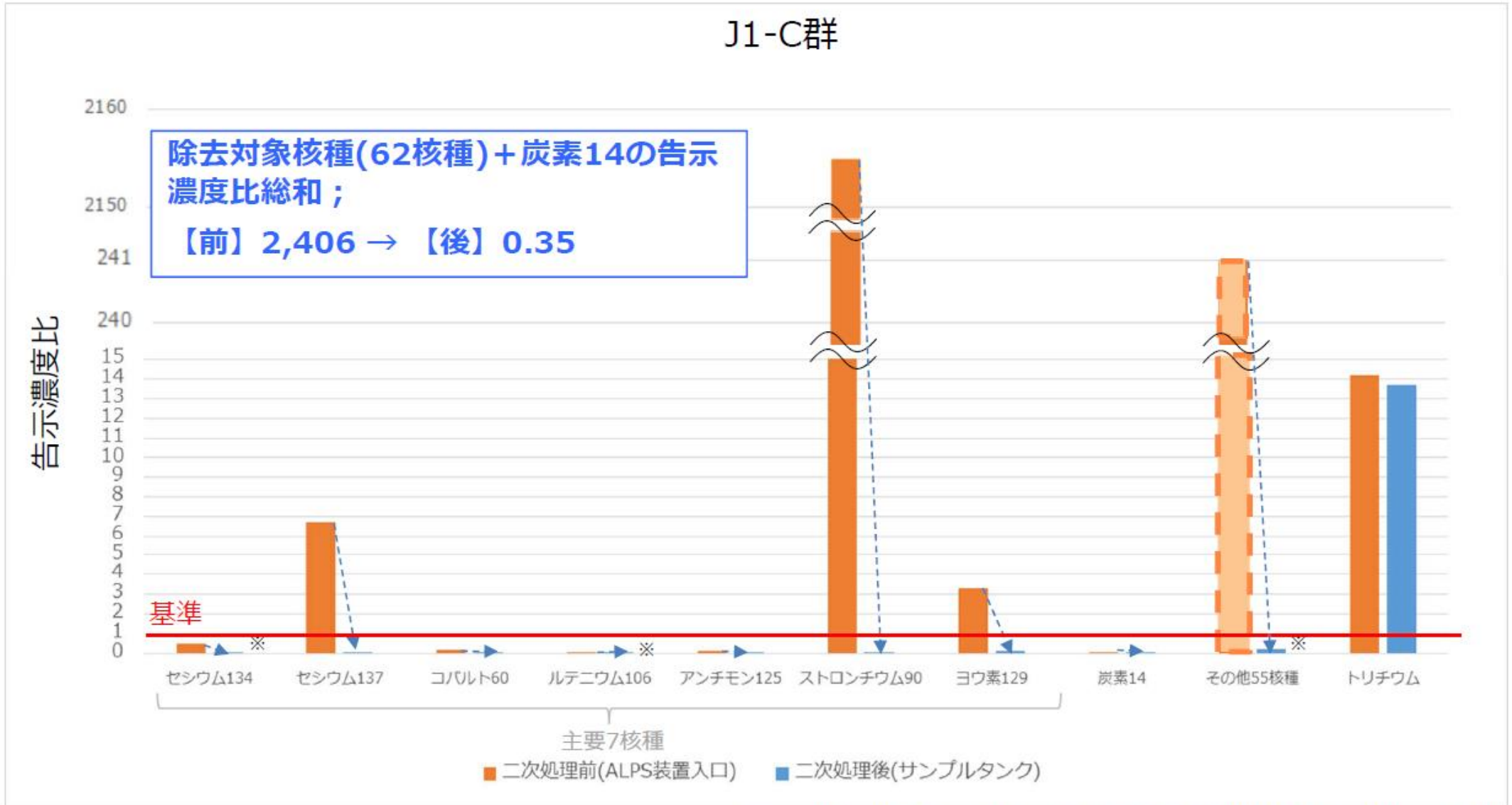
◇ 2021年3月時点で、タンクに保管されている水の約7割には、トリチウム以外にも、規制基準値以上の放射性物質が残留。（なお、これらの放射性物質については、放出前に再処理を実施。）

A L P Sの導入初期、浄化設備の性能が低く、フィルターの不具合も発生した時期に処理した水があること、事故発生からしばらくの間、保管されている水が敷地外に与える影響（敷地境界線量）を急ぎ低減させるため、処理量を優先して浄化処理を実施したこと等によるもの。直近3年分は全て基準値以下。

タンクに保管している水の性状（2021年12月時点）



<参考> 二次処理による処理前後の放射性物質の濃度比較 (J1-C群)



※ 分析結果が検出限界値未満の核種は、検出限界値を用いて算出 22

- 東京電力福島第一原発の廃炉について
- ALPS処理水について
- **風評の影響に対する取り組みについて**

ALPS処理水の処分に関する基本方針の決定

- 令和3年4月13日、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水を、2年程度の準備期間を経て、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、海洋放出する方針を決定。
- 処分に当たっては、風評影響が懸念される。産業や生業の復興に取り組んできた方々の努力を無にすることのないよう、徹底した風評影響の払拭に取り組む。

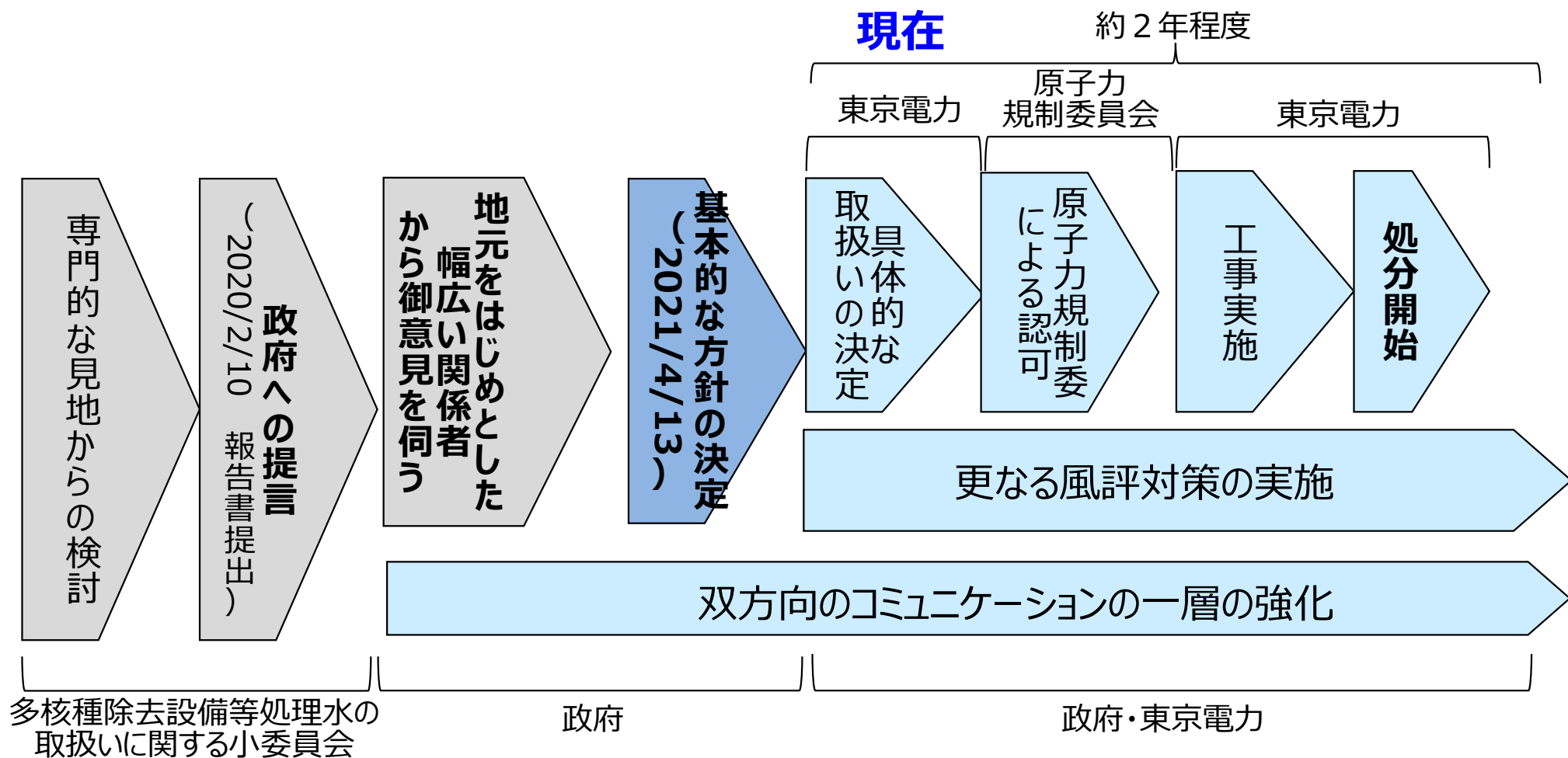
第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議の様子（R3.4.13）



ALPS処理水の処分は、福島第一原発の廃炉を進めるにあたって避けては通れない課題です。
福島を始め、被災地の皆様や漁業関係者の皆様が風評被害への懸念を持たれていることを真摯に受け止め、政府全体が一丸となって、懸念を払拭するため、徹底した情報発信を行い、説明を尽くすための広報活動を丁寧に行います。
政府が前面に立って、処理水の安全性を確実に確保するとともに、風評払拭に向けてあらゆる対策を行ってまいります。

基本方針の決定後は何を行っていくのか？

- ◇いただいた御意見を踏まえ、令和3年4月13日に第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議を開催し、ALPS処理水を海洋放出する方針を決定。
- ◇政府方針を踏まえ、東京電力が具体的な取扱い方法を決定し、原子力規制委員会の認可を得た上で、処分を開始予定。



令和3年

4月13日 第5回 廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議

- 「ALPS処理水の処分に関する基本方針」の決定

4月16日 第1回 ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議

- 基本方針を実行していく枠組みの整備、当面の進め方の確認

5月～7月 ワーキンググループ（計6回）

- 自治体、農林漁業者、観光業者等の風評影響を受け得る方々との意見交換

8月24日 第2回 ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議

- 「当面の対策」の取りまとめ

9月～12月 当面の対策の取りまとめ及び進捗状況等に関する意見交換

12月28日 第3回 ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議

- 「行動計画」の策定

→ 今後も対策の実施状況を継続的に確認し、状況に応じ随時、追加・見直しを行う。

ALPS処理水の処分に伴う当面の対策（ポイント）

- まずは風評を生じさせないための取組に全力。さらに、万一風評が生じたとしても、これに打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる環境を整備。

1. 風評を生じさせないための仕組みづくり

(1) 徹底した安全対策による安心の醸成

- 安全対策を徹底。IAEA等「外部の目」で透明性を確保。国内外に信頼性の高い情報を発信。
- ①風評を最大限抑制する処分方法の徹底／厳正な審査
 - ②モニタリングの強化・拡充
 - ③IAEA、地元漁業者等の外部の監視・透明性の確保

(2) 安心感を広く行き渡らせるための対応

- 処理水の安全性を広く周知。
 - 大都市・主要海外市場を中心に、安心が共有され、適正な取引が行われる環境を整備。
 - 消費者に直に接する方などからの安全性の発信。
- ④安心が共有されるための情報の普及・浸透
 - ⑤国際社会への戦略的な発信
 - ⑥安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

2. 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

(1) 風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築

- 生産・加工・流通・消費の各段階で安全を証明・発信。
 - 風評に打ち勝つ強い事業者体力の構築に取り組む。
- ⑦安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援
－水産業、農林業、商工業、観光業への支援拡充 等

(2) 風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

- 万が一風評が生じたとしても安心できる事業者に寄り添うセーフティネットを構築。
- ⑧万一の需要減少に備えた緊急対策
－水産物の一時買取り・保管・販路拡大等のための全国を対象にする基金 等
 - ⑨なおも生じる風評被害への被害者に寄り添う賠償

さらに、長期的な課題の解決に向けた対策も講じる。

- ⑩将来技術（トリチウム分離、汚染水発生抑制等）の継続的な追求

→ 今後も、風評の状況を継続的に確認。必要な追加対策は継続的に実施していく。

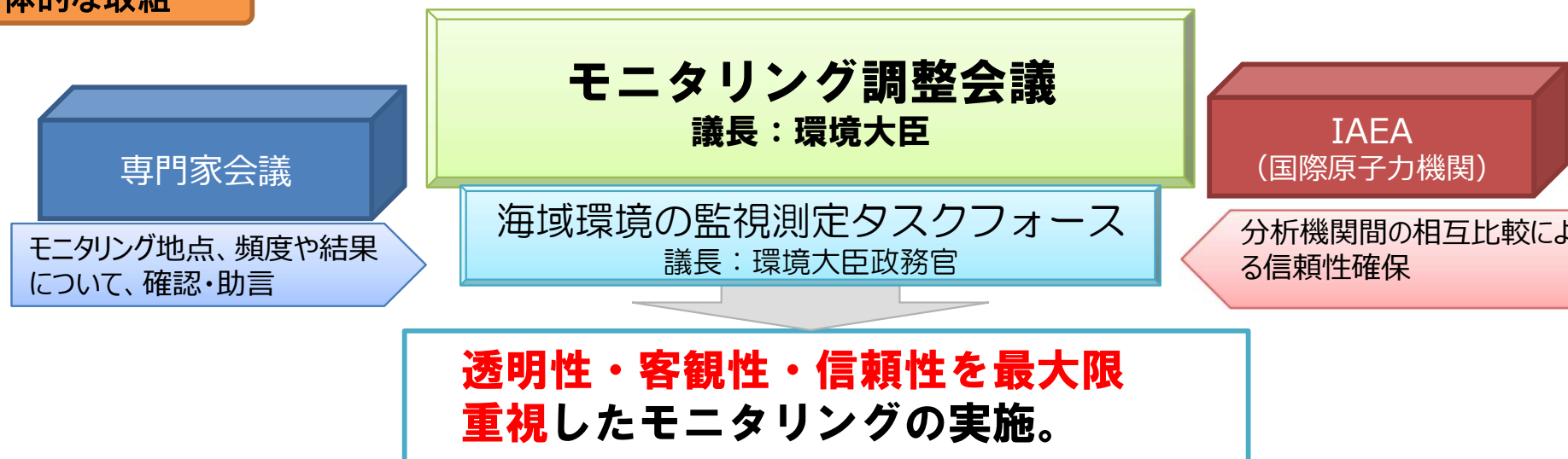
- ◆ 4月の基本方針の決定、8月の当面の対策の取りまとめ以降、対策を順次実施。
 - ・**安全確保**
 - 設備概要の公表（8月）、海洋拡散シミュレーション・放射線影響評価の公表（11月）
原子力規制委員会への実施計画の申請（12月）
 - IAEAとの具体的な協力枠組みの合意（7月）、専門家による評価（11月～）
 - ・**理解醸成**
 - 様々な団体等への説明会の開催・ホームページ・パンフレットの公表（随時）、大消費地でのシンポジウム（12月）
 - 在京大使館、在外公館、国際会議等を通じて繰り返し情報発信、3つの国・地域で輸入規制の緩和・撤廃
 - ・**風評対策**
 - 令和3年度補正予算、令和4年度当初予算で必要予算を計上（水産物の需要減少に対応する基金等）
- ◆ 更に取組を加速するため、今回、対策ごとに今後1年の取組や中長期的な方向性を整理する行動計画を策定。
- ◆ 今後も、対策の進捗や自治体・団体等の御意見も踏まえつつ、随時、追加・見直していく。

環境モニタリング

政府の基本方針に基づき、新たにトリチウムに関する放出開始の前後における海域のモニタリングを実施する等、モニタリングを強化拡充する。

- 専門家による新たな会議を立ち上げ、海域モニタリングの実施状況について確認・助言を得る。
- IAEAの協力を得て、分析機関間の相互比較を行うなどにより、分析能力の信頼性を確保する。

具体的な取組



専門家会議

- 第1回 令和3年6月18日
- 第2回 令和3年8月6日
- 第3回 令和3年12月14日
- 第4回 令和4年2月9日

- ・福島 武彦(筑波大学 名誉教授)(座長)
- ・伴 信彦(原子力規制委員会 委員)
- ・鳥養 祐二(茨城大学 教授)
- ・高橋 知之(京都大学 准教授)
- ・荒巻 能史(国立環境研究所 主幹研究員)
- ・青野 辰雄(量子科学技術研究開発機構 グループリーダー)
- ・山崎 直子(宇宙飛行士)

4月13日

- 日本は、2011年の事故以来、福島第一原発に保管されていた処理水の処分方法を発表した。私（グロッシー）は、この重要な発表を歓迎する。
- これは、福島第一の廃炉に向けた重要なステップである。日本の要請をうけて、IAEAは、（日本の）計画の安全かつ透明性をもった実施をレビューする技術的支援を提供する準備ができています。
- 我々は、水の処分前、処分中、処分後において、日本と緊密にやり取りをしていく。例えば、我々は日本への安全レビューミッション派遣や、現地での環境モニタリングを支援するつもりである。
- 我々の協力は一日本国内外において一、水の処分が環境や人体の健康に悪影響を及ぼさないという信頼の醸成を助けることになるであろう。日本が選択した方法は、水の量の多さにおいて、特有であり、複雑でもあるが、技術的に実現可能であり、国際慣行に沿っている。
- 水の管理された海洋放出は、世界各地の稼働中の原子力発電所にて、日常的に行われている。これらは、厳格な安全・環境基準に則して、確固たる規制当局の管理のもとで実施されている。
- 私は、この決定を実施するにあたり、日本がすべての関係者と、透明で開かれたやり取りを継続するであろうと確信している。IAEAは、技術的・客観的・不偏的な権限に沿ったあらゆる可能な支援を行う。



2022年2月18日 経済産業省記者発表資料

IAEAによる東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の安全性に関するレビューが行われました。

2月14日から2月18日にかけて、IAEA（国際原子力機関）の原子力安全・核セキュリティ局のグスタボ・カルーソ調整官を含む6名のIAEA職員と、8名の国際専門家（米国、英国、フランス、ロシア、中国、韓国、ベトナム、アルゼンチン）が日本を訪れ、東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の安全性に関するレビューが行われました。 今回のレビューミッションは、IAEAとの間で昨年7月に署名したALPS処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組みに関する付託事項（TOR）に基づき実施されたものです。今後も放出の前、放出中、放出後に渡って行われるIAEAの支援の一環として、原子力分野の専門機関であるIAEA及び国際専門家が、ALPS処理水の海洋放出の安全性について、国際安全基準に基づいて、評価・レビューを実施しました。



（福島第一原子力発電所現地調査の様子）

- 廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況や今後の展望をわかりやすく説明するとともに、様々なテーマを扱ったコンテンツを製作することで、地元をはじめとする国民の方々に、廃炉に関心をもってもらおう、毎年様々な広報コンテンツを作成。

「見る」コンテンツ

① 短編動画



防護服を製造する地元企業



燃料取り出し作業員

② 長編動画



③ 15秒動画



「読む」コンテンツ

① 地元メディアへの広告寄稿



② 廃炉の大切な話



③ HAIRONeeA-ヒロニア-



学生を対象とした出前授業・セミナーの実施

対象者：福島高専、福島高校、安積高校、福島大学、長崎大学など

概要：

高校生や大学生に対し、経済産業省職員が出前授業やセミナーを実施（オンライン形式にも対応）。福島の復興や福島第一原発の廃炉の状況、放射線への知識などについて理解を深めていただくとともに、ワークショップも開催して、福島の復興について一緒に考えていただいた。



須賀川桐陽高校での
出前授業の様子
(R3.9.15)



安積高校での
ワークショップの様子
(R2.12.25)



東日本国際大学、長崎大学との
オンライン授業の様子
(R3.9.6)

大消費地での地元産品への理解促進シンポジウムの開催

- 令和3年12月4日、東北の食の魅力発信と、被災地の風評払拭を考えるオンラインイベントを開催。
- 都内や現地で、東北産品の取扱いに携わる方に思いを語っていただくとともに、福島県職員やJA福島の方にもご登壇いただき、自ら産品のPRも行っていた。
- 全国から延べ約750人が視聴し、「自分も食べてみたい」「生産者の方に会ってみたい、応援したい」といったコメントが多くみられた。イベントは今後、大阪や名古屋でも開催予定。



「東北の生産者の人たちはほんとにかっこいい。ぜひ会ってみてほしい。」
(東の食の会専務理事 高橋氏)



「みんな恥ずかしくらずに、“福島が好きだ！”と叫んでほしい。」
(素材広場理事長 横田氏)



登壇者の方々が、「復興のために明日自分ができること」を発表し、視聴者にも協力を呼びかけ



「正しいことを正しく知ることが大事。ALPS処理水だって同じこと。」
(株式会社無洲社長 浅野氏)



タレントのトリンドル玲奈さんも参加。
「私も福島を応援します！」

視聴者から寄せられた主なコメント

いろんな人が福島の食の魅力を話してくれてうれしい！

もっと一緒に周りの人に魅力を発信していきましょう！

話を聞いて生産者の人に会ってみたいになりました！どうやったら会えますか？

自分もお米は福島から取り寄せてます。ほんとおいしいよね～

国内における福島県産品の取扱い状況

- 震災の発生以前と比較し、福島県産の水産物の水揚げ量は30%程度と大きく落ち込んでいるが、国内各地において、取扱いが再開されている状況。
- ALPS処理水の海洋放出によって、福島県・近隣県産品の取扱いに影響を与えることがないよう対策が必要。

販促イベントの例

全国のイオン様における「福島鮮魚便」の取扱い

平成30年から関東圏の店舗で設置された。
一昨年6月から、大阪・愛知の店舗にも順次拡大。



↓ 浦和美園



↑ 品川



← 仙台

東京電力による販促の実施

首都圏における販促イベント・常磐ものフェア



デリバリー・テイクアウトの実施



原発事故による諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和

- ◇ 福島第一原発事故後に55か国・地域が輸入規制を設定。その後、41か国・地域が完全撤廃。
- ◇ 引き続き、政府を挙げて働きかけており、その他の国・地域でも緩和が進む。
 (全ての大使館から、外国政府に説明。英・西・仏・露・独・中・韓 (7ヶ国語) のパンフや、
 動画等で情報提供。JETROが、海外の日本食品バイヤー・ECサイト等へも説明。)

諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況

| 規制措置の内容／国・地域数 | | | |
|---------------------|-----------------|---|----|
| 事故後に 輸入規制 を措置 | 規制措置を完全撤廃した国・地域 | | 41 |
| | 輸入規制を継続 して措置 | 一部又は全ての都道府県を対象に 検査証明書等を要求 (EU、英国など) | 9 |
| | | 一部の都県等を対象に輸入停止 (中国、韓国など) | 5 |
| 55 | 14 | | |

<最近の規制撤廃・緩和の例>

2022年 2月 台湾 (規制緩和)

2021年 10月 EU (検査証明書等の対象品目縮小)

9月 米国 (規制撤廃)

5月 シンガポール (規制撤廃)

1月 イスラエル (規制撤廃)

2020年 12月 レバノン、UAE (規制撤廃)

11月 エジプト (規制撤廃)

9月 モロッコ (規制撤廃)

1-2月 インドネシア (検査証明書を一部不要に)

1月 フィリピン (規制撤廃)

経済産業省資源エネルギー庁では、動画やリーフレットといった、ALPS処理水の処分に関する広報コンテンツを作成しており、今後も充実させていく予定です。ホームページにて公開しておりますので、こちらもぜひご覧ください。

廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/index.html

その他、ご疑問点等ございましたら、下記宛先まで、ご連絡ください。

ご連絡先：廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

hairo-syorisuitaisaku@meti.go.jp